

令和8年3月

郡山市議会定例会議案

(令和7年度補正予算案等)

目 次

議案第4号	令和7年度郡山市一般会計補正予算（第12号）	4
議案第5号	令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	50
議案第6号	令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）	65
議案第7号	令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第5号）	73
議案第8号	令和7年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	85
議案第9号	令和7年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	96
議案第10号	令和7年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	107
議案第11号	令和7年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）	120
議案第12号	令和7年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号）	132
議案第13号	令和7年度郡山市下水道事業会計補正予算（第3号）	146
議案第14号	郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例	164
議案第15号	郡山市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	173
議案第16号	郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	175
議案第17号	郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	176
議案第18号	郡山市営住宅条例の一部を改正する条例	179
議案第19号	郡山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	180
議案第20号	郡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例	190
議案第21号	郡山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例	192
議案第22号	郡山市奨学資金給与条例及び郡山市篤志奨学資金給与条例の一部を改正する条例	197
議案第23号	郡山市図書館条例の一部を改正する条例	198
議案第24号	工事請負契約について	200
議案第25号	財産の処分について	201
議案第26号	和解及び債権の放棄について	202
議案第27号	和解及び債権の放棄について	205

議案第28号	和解及び債権の放棄について	207
議案第29号	和解及び債権の放棄について	210
議案第30号	和解及び債権の放棄について	212
議案第31号	和解及び債権の放棄について	214
議案第32号	和解及び債権の放棄について	216
議案第33号	和解及び債権の放棄について	218
議案第34号	損害賠償の額を定めることについて	220
議案第35号	市道路線の認定について	221
議案第36号	市道路線の変更について	228
議案第37号	市道路線の廃止について	237
議案第38号	特定事業契約について	239
報告第1号	専決処分事項の報告について	240

令和7年度郡山市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度郡山市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,885,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,777,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 地方交付税		14,519,396	1,670,155	16,189,551
	1 地方交付税	14,519,396	1,670,155	16,189,551
17 国庫支出金		27,868,436	763,334	28,631,770
	1 国庫負担金	19,210,880	107,619	19,318,499
	2 国庫補助金	8,557,474	655,715	9,213,189
18 県支出金		11,320,659	△7,801	11,312,858
	1 県負担金	6,369,310	△8,063	6,361,247
	2 県補助金	3,904,163	262	3,904,425
19 財産収入		562,688	110,950	673,638
	1 財産運用収入	136,401	1,304	137,705
	2 財産売払収入	426,287	109,646	535,933
20 寄附金		541,361	36,550	577,911
	1 寄附金	541,361	36,550	577,911
21 繰入金		10,542,072	△80,083	10,461,989
	2 基金繰入金	10,199,269	△80,083	10,119,186
23 諸収入		4,279,101	22,579	4,301,680
	5 雑入	1,164,978	22,579	1,187,557
24 市債		7,686,800	370,100	8,056,900
	1 市債	7,686,800	370,100	8,056,900
歳 入	合 計	151,891,591	2,885,784	154,777,375

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		20,610,351	1,746,708	22,357,059
	1 総務管理費	14,979,776	1,734,188	16,713,964
	2 徴税費	3,426,706	△13,586	3,413,120
	3 戸籍住民基本台帳費	1,338,809	26,106	1,364,915
3 民生費		60,151,889	163,952	60,315,841
	1 社会福祉費	4,640,971	△93,559	4,547,412
	2 心身障害者福祉費	8,431,902	213,036	8,644,938
	3 老人福祉費	11,039,698	2,381	11,042,079
	4 児童福祉費	30,191,246	18,728	30,209,974
	5 生活保護費	5,822,151	23,366	5,845,517
4 衛生費		11,684,917	39,538	11,724,455
	1 保健衛生費	6,555,199	63,838	6,619,037
	2 清掃費	4,877,361	△24,300	4,853,061
6 農林水産業費		4,160,812	126,687	4,287,499
	1 農業費	3,784,114	126,687	3,910,801
7 商工費		6,071,479	△289,438	5,782,041
	1 商工費	6,071,479	△289,438	5,782,041
8 土木費		20,593,700	1,152,903	21,746,603
	2 道路橋りょう費	6,183,214	332,728	6,515,942
	3 河川費	1,709,203	552,000	2,261,203
	4 都市計画費	11,083,899	268,175	11,352,074
9 消防費		3,948,212	△11,224	3,936,988
	1 消防費	3,948,212	△11,224	3,936,988
10 教育費		15,173,635	△43,355	15,130,280
	2 小中学校費	8,949,557	△45,203	8,904,354

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 社会教育費	3,939,344	1,848	3,941,192
14 予備費		277,111	13	277,124
	1 予備費	277,111	13	277,124
歳出	合計	151,891,591	2,885,784	154,777,375

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	西庁舎ZEB化改修事業	千円 2,547,493	7	千円 0
				8	24,123
				9	468,664
				10	985,468
				11	1,069,238

(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
7 商工費	1 商工費	郡山ユラックス熱海長寿命 化事業	千円 1,785,594	6	千円 1,001,584	千円 1,641,640	6	千円 1,001,584
				7	473,992		7	389,116
				8	310,018		8	250,940

一般会計

第 3 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修事業	千円 22,564
		住民情報システム改修事業	3,542
3 民生費	3 老人福祉費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	105,798
		老人福祉施設等防災対策費補助金	46,808
6 農林水産業費	1 農業費	水路整備事業	42,368
		土地改良事業	24,490
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路ストック整備事業	56,500

一般会計

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	千円 60,902
		地下道冠水対策事業	40,490

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設整備事業	千円 7,300	農業用施設整備事業	千円 87,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	38,700	道路新設改良事業	591,638
	3 河川費	準用河川改修事業	647,900	準用河川改修事業	1,280,559
		普通河川改修事業	135,000	普通河川改修事業	167,940

一般会計

第 4 表 債務負担行為補正
(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
税総合システムサーバ移転 環境構築事業	令和7年度から 令和10年度まで	32,844千円	—	—	事業見直しのため。

第5表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	千円 272,600		%		千円 365,800		%	
観光振興施設整備事業	741,700				621,600			
道路整備事業	2,241,900				2,412,000			
河川整備事業	1,147,100				1,515,100			
街路整備事業	225,000				227,800			
水防施設整備事業	85,000				72,900			
学校教育施設等整備事業	1,369,000				1,237,200			
合 計	7,686,800				8,056,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	53,770,839	0	53,770,839
2 地方譲与税	1,278,980	0	1,278,980
3 利子割交付金	27,183	0	27,183
4 配当割交付金	179,400	0	179,400
5 株式等譲渡所得割交付金	126,707	0	126,707
6 法人事業税交付金	949,225	0	949,225
7 地方消費税交付金	8,690,173	0	8,690,173
8 ゴルフ場利用税交付金	17,080	0	17,080
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	97,707	0	97,707
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,216	0	3,216
12 地方特例交付金	349,057	0	349,057
13 地方交付税	14,519,396	1,670,155	16,189,551
14 交通安全対策特別交付金	43,000	0	43,000
15 分担金及び負担金	414,952	0	414,952
16 使用料及び手数料	2,461,367	0	2,461,367
17 国庫支出金	27,868,436	763,334	28,631,770
18 県支出金	11,320,659	△7,801	11,312,858
19 財産収入	562,688	110,950	673,638
20 寄附金	541,361	36,550	577,911
21 繰入金	10,542,072	△80,083	10,461,989
22 繰越金	6,162,191	0	6,162,191
23 諸収入	4,279,101	22,579	4,301,680
24 市債	7,686,800	370,100	8,056,900
歳入合計	151,891,591	2,885,784	154,777,375

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	680,491	0	680,491				
2 総務費	20,610,351	1,746,708	22,357,059			137,659	1,609,049
3 民生費	60,151,889	163,952	60,315,841	112,584		49,167	2,201
4 衛生費	11,684,917	39,538	11,724,455	11,208		10,475	17,855
5 労働費	227,395	0	227,395				
6 農林水産業費	4,160,812	126,687	4,287,499	46,488	93,200	4,486	△17,487
7 商工費	6,071,479	△289,438	5,782,041		△120,100	△11,482	△157,856
8 土木費	20,593,700	1,152,903	21,746,603	343,761	540,900		268,242
9 消防費	3,948,212	△11,224	3,936,988		△12,100	2,904	△2,028
10 教育費	15,173,635	△43,355	15,130,280	241,492	△131,800	△64,025	△89,022
11 災害復旧費	34,415	0	34,415				
12 公債費	8,277,183	0	8,277,183				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	277,111	13	277,124				13
歳出合計	151,891,591	2,885,784	154,777,375	755,533	370,100	129,184	1,630,967

一般会計

2 歳入

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	14,519,396	1,670,155	16,189,551	1 地方交付税	1,670,155	普通交付税 1,670,155
計	14,519,396	1,670,155	16,189,551			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	19,158,461	107,619	19,266,080	1 社会福祉費 国庫負担金	14,188	国民健康保険基盤安定国庫負担金 13,592 未就学児均等割保険税国庫負担金 △ 346 産前産後保険税国庫負担金 942
				2 心身障害者 福祉費国庫 負担金	103,019	障害者自立支援給付費国庫負担金 103,019
				4 児童福祉費 国庫負担金	△ 27,500	子育てのための施設等利用給付交付金 △ 27,500
				5 生活保護費 国庫負担金	17,912	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 30 生活保護費等国庫負担金 17,882
計	19,210,880	107,619	19,318,499			

13款 地方交付税

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	3,656,320	55,392	3,711,712	1 社会福祉費 国庫補助金	189	重層的支援体制整備事業交付金 189
				2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	12,795	障害者総合支援事業費国庫補助金 12,795
				3 老人福祉費 国庫補助金	42,408	地域介護・福祉空間整備等交付金 42,408
3 衛生費国庫補助金	306,850	15,147	321,997	1 保健衛生費 国庫補助金	15,147	母子保健衛生費国庫補助金 △ 2,036 出産・子育て応援交付金 △ 11,467 妊婦のための支援給付交付金 28,650
6 土木費国庫補助金	2,834,130	343,684	3,177,814	2 道路橋りよ う費国庫補 助金	159,684	社会資本整備総合交付金 131,434 防災・安全交付金 28,250
				3 河川費国庫 補助金	184,000	防災・安全交付金 184,000
8 教育費国庫補助金	82,286	241,492	323,778	2 小中学校費 国庫補助金	241,492	小学校学校施設環境改善交付金 241,492
計	8,557,474	655,715	9,213,189			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	6,272,915	△ 8,063	6,264,852	1 社会福祉費 県負担金	△ 36,461	国民健康保険基盤安定県負担金 △ 36,759 未就学児均等割保険税県負担金 △ 173 産前産後保険税県負担金 471
				2 心身障害者 福祉費県負 担金	51,510	障害者自立支援給付費県負担金 51,510
				3 老人福祉費 県負担金	△ 9,362	後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 △ 9,362
				4 児童福祉費 県負担金	△ 13,750	子育てのための施設等利用給付費県負担金 △ 13,750
計	6,369,310	△ 8,063	6,361,247			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	2,358,795	△ 42,364	2,316,431	3 老人福祉費 県補助金	△ 42,364	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 42,364
3 衛生費県補助金	225,322	△ 3,939	221,383	1 保健衛生費 県補助金	△ 3,939	出産・子育て応援県交付金 △ 2,867 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金 △ 1,072

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金	654,050	46,488	700,538	1 農業費県補助金	46,488	農地集積・集約化等対策事業費県補助金	△ 14,893
						遊休農地等再生対策支援事業費県補助金	△ 1,265
						国営造成水利施設管理強化事業費県補助金	△ 7,147
						多面的機能支払県交付金	△ 10,207
						農村地域防災減災事業費県補助金	80,000
6 土木費県補助金	581,401	77	581,478	2 都市計画費県補助金	77	市町村生活交通対策事業運行費県補助金	77
計	3,904,163	262	3,904,425				

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 利子及び配当金	74,608	1,304	75,912	1 利子及び配当金	1,304	きずな基金利子	1,017
						環境基金利子	23
						消防力整備基金利子	4
						学校施設整備基金利子	91
						文化スポーツ振興基金利子	26
						美術品取得基金利子	143
計	136,401	1,304	137,705				

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	324,341	109,646	433,987	1 土地売却収入	109,646	市有地売却収入 109,646
計	426,287	109,646	535,933			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	5,782	6,393	12,175	1 老人福祉費寄附金	140	高齢化社会対策推進寄附金 140
				2 児童福祉費寄附金	4,753	子育て支援推進寄附金 4,753
				3 社会福祉費寄附金	500	社会福祉対策寄附金 500
				4 心身障害福祉費寄附金	1,000	地方創生応援寄附金 1,000
4 衛生費寄附金	1,722	5,500	7,222	1 保健衛生費寄附金	5,500	環境寄附金 5,200 地方創生応援寄附金 300
6 教育費寄附金	35,051	24,657	59,708	1 小中学校費寄附金	428	奨学資金給与費寄附金 192 学校施設整備寄附金 236

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費寄附金				2 社会教育費寄附金	229	文化スポーツ振興寄附金 229
				3 保健体育費寄附金	24,000	地方創生応援寄附金 24,000
計	541,361	36,550	577,911			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,153,937	△ 80,083	1,073,854	1 公共施設等総合管理基金繰入金	△ 80,083	公共施設等総合管理基金繰入金 △ 80,083
計	10,199,269	△ 80,083	10,119,186			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,164,689	22,579	1,187,268	2 雑入	22,579	経営継承・発展等支援事業費補助金 △ 500

20款 寄附金

21款 繰入金

23款 諸収入

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入						負担金補助及び交付金過年度返還金 26,338 消防団員安全装備品整備事業助成金 2,900 航空写真合同撮影事業費負担金 △ 6,159
計	1,164,978	22,579	1,187,557			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産業債	296,400	93,200	389,600	1 農業債	93,200	農業農村整備事業債 93,200
6 商工債	741,700	△ 120,100	621,600	1 商工債	△ 120,100	観光振興施設整備事業債 △ 120,100
7 土木債	4,115,900	540,900	4,656,800	1 道路橋りょう債	170,100	道路整備事業債 170,100
				2 河川債	368,000	河川整備事業債 368,000
				3 都市計画債	2,800	街路整備事業債 2,800
8 消防債	149,400	△ 12,100	137,300	1 消防債	△ 12,100	水防施設整備事業債 △ 12,100
9 教育債	1,565,200	△ 131,800	1,433,400	1 小中学校債	△ 131,800	小学校教育施設等整備事業債 △ 131,800
計	7,686,800	370,100	8,056,900			

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
6 政策開発費	291,250	24,340	315,590	特定財源	24,340	24 積立金	24,340	◎地方創生応援基金費 24,340
				その他	24,340			
				特定財源の内訳				
				(他) こおりやま応援寄附金	340			
				(他) 地方創生応援寄附金	24,000			
9 財政管理費	5,173,135	1,593,449	6,766,584	特定財源	3,079	24 積立金	1,593,449	◎財政調整基金費 1,320,000 ◎減債基金費 270,370 ◎きずな基金費 3,079
				その他	3,079			
				一般財源	1,590,370			
				特定財源の内訳				
				(他) きずな基金利子	1,017			
				(他) こおりやま応援寄附金	2,062			
10 財産管理費	2,229,505	116,399	2,345,904	特定財源	116,399	24 積立金	116,399	◎公共施設等総合管理基金費 116,399
				その他	116,399			
				特定財源の内訳				
				(他) 市有地売払収入	109,646			
				(他) こおりやま応援寄附金	6,753			
計	14,979,776	1,734,188	16,713,964	特定財源	143,818			
				その他	143,818			
				一般財源	1,590,370			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 資産税費	673,371	△12,111	661,260	特定財源 △6,159 その他 △6,159 一般財源 △5,952	12 委託料	△12,111	◎固定資産税課税費 △12,111
特定財源の内訳 (他) 航空写真合同撮影事業費負担金				△6,159			
3 徴收費	665,462	△1,475	663,987	一般財源 △1,475	12 委託料	△1,475	◎徴收費 △1,475
計	3,426,706	△13,586	3,413,120	特定財源 △6,159 その他 △6,159 一般財源 △7,427			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	1,337,397	26,106	1,363,503	一般財源 26,106	12 委託料	26,106	◎戸籍事務費 22,564 ◎住民基本台帳費 3,542
計	1,338,809	26,106	1,364,915	一般財源 26,106			

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	1,769,345	7,483	1,776,828	特定財源	3,076	22 償還金利子及び割引料	4,596	◎生活困窮者自立支援事業費	0
				国・県	189	24 積立金	2,887	○生活困窮者自立支援事業費★	0
				その他	2,887				
				一般財源	4,407				
特定財源の内訳									
				(国) 重層的支援体制整備事業交付金	189			◎重層的支援体制整備推進事業費	36
				(他) こおりやま応援寄附金	2,387			○重層的支援体制整備推進事業費★	36
				(他) 社会福祉対策寄附金	500			◎物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費	4,560
								◎福祉基金費	2,887
3 国保年金費	2,871,505	△101,042	2,770,463	特定財源	△22,273	27 繰出金	△101,042	◎国民健康保険事業費	△101,042
				国・県	△22,273				
				一般財源	△78,769				
特定財源の内訳									
				(国) 国民健康保険基盤安定国庫負担金	13,592				
				(国) 未就学児均等割保険税国庫負担金	△346				
				(国) 産前産後保険税国庫負担金	942				
				(県) 国民健康保険基盤安定県負担金	△36,759				
				(県) 未就学児均等割保険税県負担金	△173				
				(県) 産前産後保険税県負担金	471				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,640,971	△93,559	4,547,412	特定財源 △19,197 国・県 △22,084 その他 2,887 一般財源 △74,362			

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	8,221,819	213,036	8,434,855	特定財源 168,324	11 役務費	126	◎障害者福祉総務費 1,089
				国・県 167,324	19 扶助費	206,040	◎自立支援事業費 206,040
				その他 1,000	22 償還金利子 及び割引料	6,870	◎障害者福祉推進事業 費 0
				一般財源 44,712			◎障害者援護手当等給 付費 5,907
				特定財源の内訳			
(国) 障害者自立支援給付費国庫負担金	103,019						
(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金	12,795						
(県) 障害者自立支援給付費県負担金	51,510						
(他) 地方創生応援寄附金	1,000						

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	8,431,902	213,036	8,644,938	特定財源 168,324 国・県 167,324 その他 1,000 一般財源 44,712			

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 健康長寿費	1,322,039	4,423	1,326,462	特定財源 4,423	24 積立金	4,423	◎高齢化社会対策基金 費 4,423
				その他 4,423			
	特定財源の内訳						
				(他) こおりやま応援寄附金 4,283			
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金 140			
2 地域包括ケア推進費	792,439	2,234	794,673	一般財源 2,234	22 償還金利息及び割引料	2,234	◎重層的支援体制整備 推進事業費 2,234 ○地域介護予防活動 支援事業費★ 323 ○生活支援体制整備 事業費★ 1,911

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 介護保険事業費	4,787,132	8,207	4,795,339	特定財源 44	18 負担金補助及び交付金	4,444	◎介護保険事業費 3,763 ◎老人福祉施設等整備補助事業費 4,444
				国・県 44			
				一般財源 8,163			
	特定財源の内訳						
	(国) 地域介護・福祉空間整備等交付金 42,408						
	(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △42,364						
4 後期高齢者医療費	4,138,088	△12,483	4,125,605	特定財源 10,285	27 繰出金	△12,483	◎後期高齢者医療事業費 △12,483
				国・県 △9,362			
				その他 19,647			
				一般財源 △22,768			
	特定財源の内訳						
	(県) 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 △9,362						
	(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金 19,647						
計	11,039,698	2,381	11,042,079	特定財源 14,752			
				国・県 △9,318			
				その他 24,070			
				一般財源 △12,371			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 こども総務 企画費	1,817,539	21,179	1,838,718	特定財源	21,179	24 積立金	21,179	◎すこやか子育て基金 費 21,179
				その他	21,179			
特定財源の内訳								
(他) こおりやま応援寄附金					16,426			
(他) 子育て支援推進寄附金					4,753			
3 こども家庭 費	238,867	3,599	242,466	一般財源	3,599	22 償還金利子 及び割引料	3,599	◎母子福祉対策費 ○母子自立支援事業 費★ 3,599
4 保育費	14,144,375	△8,323	14,136,052	特定財源	△41,219	18 負担金補助 及び交付金	△55,000	◎児童福祉総務費 ○保育士・保育所支 援センター事業費★ 5,440
				国・県	△41,250			
				その他	31	22 償還金利子 及び割引料	46,677	◎民間認可保育所費 ○特定教育・保育施 設等補助事業費★ 23,301 ◎認可外保育施設費 △4,721 ○認可外保育施設支 援事業費★ 251 ◎特別保育推進事業費 1,345 ○医療的ケア児保育 支援事業費★ 1,345 ◎私立幼稚園費 △50,000
				一般財源	32,896			
				特定財源の内訳				
(国) 子育てのための施設等利用給付交付金					△27,500			
(県) 子育てのための施設等利用給付費県負担金					△13,750			
(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金					31			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 児童障害福祉費	2,651,822	2,273	2,654,095	一般財源 2,273	18 負担金補助及び交付金	920	◎心身障害児福祉費 2,273 ○児童発達支援利用者負担無料化事業費 ★ 920
					22 償還金利子及び割引料	1,353	
計	30,191,246	18,728	30,209,974	特定財源 △20,040 国・県 △41,250 その他 21,210 一般財源 38,768			

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	5,822,151	23,366	5,845,517	特定財源 17,912	22 償還金利子及び割引料	23,366	◎職員給与費 0 ◎生活扶助費 23,366
				国・県 17,912			
				一般財源 5,454			
特定財源の内訳							
(国) 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金				30			
(国) 生活保護費等国庫負担金				17,882			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	5,822,151	23,366	5,845,517	特定財源 17,912 国・県 17,912 一般財源 5,454			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 保健所保健・感染症費	1,988,899	36,990	2,025,889	一般財源 36,990	22 償還金利息及び割引料	36,990	◎予防接種事業費 36,990
4 保健所健康づくり費	1,414,123	0	1,414,123	特定財源 300 その他 300 一般財源 △300			◎健康増進事業費 0 ○健康増進事業費★ 0
	特定財源の内訳 (他) 地方創生応援寄附金			300			

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
8 母子保健衛生費	878,755	16,675	895,430	特定財源	11,210	19 扶助費	5,650	◎母子医療対策事業費	2,544
				国・県	11,208	22 償還金利子及び割引料	11,025	◎母子保健推進活動費	14,131
		その他	2					○母子保健推進活動事業費★	58
				一般財源	5,465			○妊産婦健康診査事業費★	3,340
								○産後ケア事業費★	1,791
								○妊娠・出産包括支援事業費★	8,942
特定財源の内訳									
				(国) 母子保健衛生費国庫補助金	△2,036				
				(国) 出産・子育て応援交付金	△11,467				
				(国) 妊婦のための支援給付交付金	28,650				
				(県) 出産・子育て応援県交付金	△2,867				
				(県) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金	△1,072				
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金	2				
9 環境政策費	592,260	10,173	602,433	特定財源	10,173	24 積立金	10,173	◎環境基金費	10,173
				その他	10,173				
特定財源の内訳									
				(他) 環境基金利子	23				
				(他) こおりやま応援寄附金	4,950				
				(他) 環境寄附金	5,200				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	6,555,199	63,838	6,619,037	特定財源 21,683 国・県 11,208 その他 10,475 一般財源 42,155			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
15R推進費	1,285,149	△24,300	1,260,849	一般財源 △24,300	7 報償費	△4,000	◎ごみ収集費 △17,000
					12 委託料	△17,000	◎ごみの減量と資源再
					18 負担金補助 及び交付金	△3,300	利用推進事業費 △4,000 ◎産業廃棄物対策費 △3,300
計	4,877,361	△24,300	4,853,061	一般財源 △24,300			

4款 衛生費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 農業政策費	503,885	△17,159	486,726	特定財源	△16,658	18 負担金補助 及び交付金	△17,159	◎地域計画推進事業費	△15,894
				国・県	△16,158			○地域計画推進事業 費★	△15,894
				その他	△500			◎農業改良事業費	△1,265
				一般財源	△501			○豊かな地域農業を 担う農家育成事業費 ★	△1,265
特定財源の内訳									
(県) 農地集積・集約化等対策事業費県補助金					△14,893				
(県) 遊休農地等再生対策支援事業費県補助金					△1,265				
(他) 経営継承・発展等支援事業費補助金					△500				
3 農業振興費	896,091	△4,180	891,911	一般財源	△4,180	12 委託料	△4,180	◎農業改良事業費	△4,180
								○農産物等海外連携 事業費★	△4,180
4 農地費	1,099,918	148,026	1,247,944	特定財源	160,832	12 委託料	80,000	◎土地改良区等育成費	△4,030
				国・県	62,646	18 負担金補助 及び交付金	63,040	◎農道水路等費	122,984
				市債	93,200	22 償還金利子 及び割引料	4,986	◎多面的機能支払交付 金事業費	△8,622
				その他	4,986			○多面的機能支払交 付金事業費★	△8,622
一般財源				△12,806			◎ほ場整備事業費	37,694	
特定財源の内訳								○県営ほ場整備事業 費★	37,694
(県) 国営造成水利施設管理強化事業費県補助金					△7,147				
(県) 多面的機能支払県交付金					△10,207				
(県) 農村地域防災減災事業費県補助金					80,000				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 農地費	(市債) 農業農村整備事業債 (他) 負担金補助及び交付金過年度返還金			93,200 4,986			
計	3,784,114	126,687	3,910,801	特定財源 144,174 国・県 46,488 市債 93,200 その他 4,486 一般財源 △17,487			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	3,192,866	0	3,192,866	特定財源 1,027 その他 1,027 一般財源 △1,027			◎振興事業費 0 ○創業・事業承継支 援事業費★ 0
	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金			1,027			

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 観光物産費	1,625,123	△133,621	1,491,502	特定財源	△132,609	10 需用費	△35,850	◎郡山ユラックス熱海 費 △133,621 ○郡山ユラックス熱 海長寿命化事業費★ △107,384
				市債	△120,100	14 工事請負費	△97,771	
				その他	△12,509			
				一般財源	△1,012			
	特定財源の内訳							
	(市債) 観光振興施設整備事業債				△120,100			
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△12,509			
3 産業創出費	1,187,018	△155,817	1,031,201	一般財源	△155,817	27 繰出金	△155,817	◎工業団地開発事業費 △155,817
計	6,071,479	△289,438	5,782,041	特定財源	△131,582			
				市債	△120,100			
				その他	△11,482			
				一般財源	△157,856			

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路建設費	1,604,304	276,228	1,880,532	特定財源	273,334	14 工事請負費	△9,000	◎道路費 ○幹線道路新設改良 舗装事業費★	276,228
				国・県	131,434	16 公有財産購入費	31,258		
				市債	141,900	18 負担金補助及び交付金	236,228		
				一般財源	2,894	21 補償補填及び賠償金	17,742		
特定財源の内訳									
(国) 社会資本整備総合交付金					131,434				
(市債) 道路整備事業債					141,900				
2 道路維持費	4,401,298	56,500	4,457,798	特定財源	56,450	12 委託料	13,500	◎道路費	56,500
				国・県	28,250	14 工事請負費	43,000		
				市債	28,200				
				一般財源	50				
特定財源の内訳									
(国) 防災・安全交付金					28,250				
(市債) 道路整備事業債					28,200				
計	6,183,214	332,728	6,515,942	特定財源	329,784				
				国・県	159,684				
				市債	170,100				
				一般財源	2,944				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 河川費	1,709,203	552,000	2,261,203	特定財源	552,000	12 委託料	14,500	◎河川費 ○準用河川改修事業 費★	552,000
				国・県	184,000	14 工事請負費	483,000		
				市債	368,000	21 補償補填及び賠償金	54,500		
特定財源の内訳									
(国) 防災・安全交付金					184,000				
(市債) 河川整備事業債					368,000				
計	1,709,203	552,000	2,261,203	特定財源	552,000				
				国・県	184,000				
				市債	368,000				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 街路費	566,251	3,428	569,679	特定財源	2,800	18 負担金補助及び交付金	3,428	◎県営事業負担金	3,428
				市債	2,800				
特定財源の内訳									
(市債) 街路整備事業債					2,800				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 土地区画整理費	1,117,521	△40,040	1,077,481	一般財源 △40,040	27 繰出金	△40,040	◎土地区画整理費 △40,040
7 公共下水道費	4,935,663	299,081	5,234,744	一般財源 299,081	23 投資及び出資金	299,081	◎公共下水道費 299,081
8 公共交通対策費	399,162	5,706	404,868	特定財源 77	18 負担金補助及び交付金	5,706	◎総合交通対策費 5,706 ○生活路線バス維持対策事業費★ 5,706
				国・県 77			
				一般財源 5,629			
	特定財源の内訳						
	(県) 市町村生活交通対策事業運行費県補助金			77			
計	11,083,899	268,175	11,352,074	特定財源 2,877			
				国・県 77			
				市債 2,800			
				一般財源 265,298			

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	3,836,282	4	3,836,286	特定財源	2,904	24 積立金	4	◎消防力整備基金費 ◎非常備消防費	4 0
				その他	2,904				
				一般財源	△2,900				
	特定財源の内訳								
	(他) 消防力整備基金利子				4				
	(他) 消防団員安全装備品整備事業助成金				2,900				
2 水防費	111,930	△11,228	100,702	特定財源	△12,100	17 備品購入費	△11,228	◎水防費	△11,228
				市債	△12,100				
				一般財源	872				
	特定財源の内訳								
	(市債) 水防施設整備事業債				△12,100				
計	3,948,212	△11,224	3,936,988	特定財源	△9,196				
				市債	△12,100				
				その他	2,904				
				一般財源	△2,028				

9款 消防費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校教育推進費	957,975	△10,659	947,316	特定財源 192	8 旅費	△1,300	◎指導事業費 △1,300
				その他 192	13 使用料及び賃借料	△1,522	◎学校全国大会参加支援事業費 △8,029
				一般財源 △10,851	18 負担金補助及び交付金	△8,029	○小中学校の全国音楽祭参加支援事業費
					24 積立金	192	★ △8,029
特定財源の内訳							
(他) 奨学資金給与費寄附金 192							◎奨学資金費 192
							◎中学校教授費 △1,522
2 学校管理費	5,019,096	△2,734	5,016,362	一般財源 △2,734	13 使用料及び賃借料	△2,734	◎学校体育振興費 △2,734
3 学校施設費	2,102,624	327	2,102,951	特定財源 327	24 積立金	327	◎小学校施設費 0
				国・県 241,492			○小学校長寿命化改修事業費★ 0
				市債 △131,800			◎学校施設整備基金費 327
				その他 △109,365			
特定財源の内訳							
(国) 小学校学校施設環境改善交付金 241,492							
(市債) 小学校教育施設等整備事業債 △131,800							
(他) 学校施設整備基金利子 91							
(他) 学校施設整備寄附金 236							
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 △109,692							

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 教育研修センター費	869,862	△32,137	837,725	一般財源 △32,137	12 委託料	△7,902	◎教育のDX推進費 △32,137
					13 使用料及び賃借料	△24,235	○教育のDX推進事業費★ △32,137
計	8,949,557	△45,203	8,904,354	特定財源 519 国・県 241,492 市債 △131,800 その他 △109,173 一般財源 △45,722			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費	1,367,380	1,705	1,369,085	特定財源 45,005	24 積立金	1,705	◎開成館費 0
				その他 45,005			◎文化スポーツ振興基金費 1,705
	特定財源の内訳						
	(他)文化スポーツ振興基金利子 26						
	(他)こおりやま応援寄附金 2,632						
	(他)文化スポーツ振興寄附金 229						

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			42,118			
4 美術館費	347,001	143	347,144	特定財源 143 その他 143	24 積立金	143	◎美術館費 143
	特定財源の内訳 (他) 美術品取得基金利子			143			
計	3,939,344	1,848	3,941,192	特定財源 45,148 その他 45,148 一般財源 △43,300			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	277,111	13	277,124	一般財源 13			
計	277,111	13	277,124	一般財源 13			

10款 教育費

14款 予備費

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他							
2 総務費	1 総務管理 費	西庁舎ZEB 化改修事業	7	0								0.0		
			8	24,123		21,700	2,423				24,123	0.9		
			9	468,664		421,700	46,964				468,664	18.4		
			10	985,468		886,900	98,568				985,468	38.7		
			11	1,069,238		962,300	106,938				1,069,238	42.0		
			計	2,547,493		2,292,600	254,893				2,547,493	100.0		

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 未までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源									一般財源	
						国県支出金	市 債	そ の 他								
7 商工費	1 商工費	郡山ユラック ス熱海長寿命 化事業	6	1,001,584		901,400	100,184			350,380		350,380		21.3		
			7	補正前 の 額	473,992		426,500	47,492				1,125,196	1,125,196			
				補正額	△84,876		△76,300	△8,576				△84,876	△84,876			
				補正後 の 額	389,116		350,200	38,916				1,040,320	1,040,320		63.4	
			8	補正前 の 額	310,018		278,900	31,118						310,018		
				補正額	△59,078		△53,100	△5,978						△ 59,078		
				補正後 の 額	250,940		225,800	25,140						250,940	15.3	
			計	補正前 の 額	1,785,594		1,606,800	178,794				350,380	1,125,196	1,475,576	310,018	
				補正額	△143,954		△129,400	△14,554					△84,876	△84,876	△59,078	
				補正後 の 額	1,641,640		1,477,400	164,240				350,380	1,040,320	1,390,700	250,940	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源
						特 定 財 源									
				国県支出金	市 債	そ の 他									
10教育費	3社会教 育費	開成館改修事 業	5	0										0.0	
			6	68,468	7,400	42,400		18,668		58,940		58,940		7.2	
			7	補正前 の額	123,420	11,020	69,100		43,300			132,948	132,948		
				補正額				43,300	△43,300						
				補正後 の額	123,420	11,020	69,100	43,300	0			132,948	132,948		16.2
			8	補正前 の額	205,711	25,800	115,200		64,711					205,711	
				補正額				64,711	△64,711						
				補正後 の額	205,711	25,800	115,200	64,711	0					205,711	25.1
			9	補正前 の額	185,130	23,200	103,700		58,230					185,130	
				補正額				58,230	△58,230						
				補正後 の額	185,130	23,200	103,700	58,230	0					185,130	22.5
			10	補正前 の額	237,771	32,400	126,400		78,971					237,771	
				補正額				78,971	△78,971						
				補正後 の額	237,771	32,400	126,400	78,971	0					237,771	29.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国県支出金	市 債	そ の 他								
10教育費	3 社会教 育費	開成館改修事 業	補正前 の 額	820,500	99,820	456,800		263,880		58,940	132,948	191,888	628,612		
			補正額				245,212	△245,212							
			補正後 の 額	820,500	99,820	456,800	245,212	18,668		58,940	132,948	191,888	628,612	100.0	

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(廃止)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
税総合システムサーバ移 転環境構築事業	32,844			令和7年度 令和10年度	32,844				32,844
	—			—	—				—

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	39,605,541	51,084,052	補正前の額	7,670,900	3,829,042	補正前の額	54,925,910
			補正額	370,100		補正額	370,100
			補正後の額	8,041,000		補正後の額	55,296,010
(6) 農林水産業	2,779,733	3,915,713	補正前の額	296,400	302,236	補正前の額	3,909,877
			補正額	93,200		補正額	93,200
			補正後の額	389,600		補正後の額	4,003,077
(7) 商工	628,726	1,530,597	補正前の額	741,700	75,154	補正前の額	2,197,143
			補正額	△ 120,100		補正額	△ 120,100
			補正後の額	621,600		補正後の額	2,077,043
(8) 土木	13,884,524	16,739,665	補正前の額	3,877,300	1,281,177	補正前の額	19,335,788
			補正額	540,900		補正額	540,900
			補正後の額	4,418,200		補正後の額	19,876,688
(9) 消防	959,513	868,259	補正前の額	149,400	204,087	補正前の額	813,572
			補正額	△ 12,100		補正額	△ 12,100
			補正後の額	137,300		補正後の額	801,472
(10) 教育	13,870,335	19,976,214	補正前の額	1,565,200	1,036,144	補正前の額	20,505,270
			補正額	△ 131,800		補正額	△ 131,800
			補正後の額	1,433,400		補正後の額	20,373,470
合 計	89,800,384	98,068,363	補正前の額	7,686,800	7,793,289	補正前の額	97,961,874
			補正額	370,100		補正額	370,100
			補正後の額	8,056,900		補正後の額	98,331,974

一般会計

令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116,010千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,596,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県支出金		19,507,107	216,201	19,723,308
	1 県補助金	19,507,107	216,201	19,723,308
4 財産収入		4,787	851	5,638
	1 財産運用収入	4,787	851	5,638
5 繰入金		3,054,024	△101,042	2,952,982
	1 他会計繰入金	2,809,268	△101,042	2,708,226
歳 入	合 計	28,480,905	116,010	28,596,915

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		19,435,711	220,201	19,655,912
	1 療養諸費	16,883,803	214,366	17,098,169
	4 出産育児諸費	68,529	6,003	74,532
	6 傷病手当金	168	△168	0
4 保健事業費		402,553	△22,098	380,455
	1 特定健康診査等事業費	279,493	△22,098	257,395
5 基金積立金		491,118	852	491,970
	1 基金積立金	491,118	852	491,970
6 諸支出金		61,671	5,528	67,199
	1 償還金及び還付加算金	61,671	5,528	67,199
7 予備費		193,085	△88,473	104,612
	1 予備費	193,085	△88,473	104,612
歳 出	合 計	28,480,905	116,010	28,596,915

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,336,406	0	5,336,406
2 国庫支出金	5,691	0	5,691
3 県支出金	19,507,107	216,201	19,723,308
4 財産収入	4,787	851	5,638
5 繰入金	3,054,024	△101,042	2,952,982
6 繰越金	486,330	0	486,330
7 諸収入	86,560	0	86,560
歳入合計	28,480,905	116,010	28,596,915

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	684,848	0	684,848				
2 保険給付費	19,435,711	220,201	19,655,912	216,201		4,000	
3 国民健康保険事業費納付金	7,211,919	0	7,211,919			△105,042	105,042
4 保健事業費	402,553	△22,098	380,455				△22,098
5 基金積立金	491,118	852	491,970			851	1
6 諸支出金	61,671	5,528	67,199				5,528
7 予備費	193,085	△88,473	104,612				△88,473
歳出合計	28,480,905	116,010	28,596,915	216,201		△100,191	

2 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,506,798	216,201	19,722,999	1 普通交付金	216,369	療養給付費等県交付金 216,369
				2 特別交付金	△ 168	特別調整県交付金 △ 168
計	19,507,107	216,201	19,723,308			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	4,787	851	5,638	1 利子及び配当金	851	国民健康保険事業財政調整基金利子 851
計	4,787	851	5,638			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,809,268	△ 101,042	2,708,226	1 保険基盤安定繰入金	△ 30,891	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) △ 58,075
						保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 27,184

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金				2 未就学児均等割保険税繰入金	△ 693	未就学児均等割保険税繰入金 △ 693
				4 産前産後保険税繰入金	1,884	産前産後保険税繰入金 1,884
				5 出産育児一時金等繰入金	4,000	出産育児一時金等繰入金 4,000
				6 財政安定化支援事業繰入金	△ 75,342	財政安定化支援事業繰入金 △ 75,342
計	2,809,268	△ 101,042	2,708,226			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 療養給付費	16,674,877	198,803	16,873,680	特定財源	198,803	18 負担金補助 及び交付金	198,803	◎療養給付費（保険者 負担分） 198,803
				国・県	198,803			
特定財源の内訳								
(県) 療養給付費等県交付金				198,803				
2 療養費	145,653	15,563	161,216	特定財源	15,563	18 負担金補助 及び交付金	15,563	◎療養費（保険者負担 分） 15,563
				国・県	15,563			
特定財源の内訳								
(県) 療養給付費等県交付金				15,563				
計	16,883,803	214,366	17,098,169	特定財源	214,366			
				国・県	214,366			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 出産育児一時金	68,500	6,000	74,500	特定財源	6,000	18 負担金補助 及び交付金	6,000	◎出産育児一時金支給 費 6,000
				国・県	2,000			
				その他	4,000			

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 出産育児一時金	特定財源の内訳 (県) 療養給付費等県交付金 2,000 (他) 出産育児一時金等繰入金 4,000						
2 支払手数料	29	3	32	特定財源 3 国・県 3	11 役務費	3	◎出産育児一時金支払手数料 3
	特定財源の内訳 (県) 療養給付費等県交付金 3						
計	68,529	6,003	74,532	特定財源 6,003 国・県 2,003 その他 4,000			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 傷病手当金	168	△168	0	特定財源 △168 国・県 △168	18 負担金補助及び交付金	△168	◎傷病手当金支給費 △168
	特定財源の内訳 (県) 特別調整県交付金 △168						

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	168	△168	0	特定財源 国・県	△168 △168		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 医療給付費分	4,823,804	0	4,823,804	特定財源 その他 一般財源	△98,097 △98,097 98,097		◎医療給付費分 0
	特定財源の内訳						
				(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△40,920		
				(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	17,335		
				(他) 未就学児均等割保険税繰入金	△515		
				(他) 産前産後保険税繰入金	1,345		
				(他) 財政安定化支援事業繰入金	△75,342		
計	4,823,804	0	4,823,804	特定財源 その他 一般財源	△98,097 △98,097 98,097		

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者支援金等分	1,804,364	0	1,804,364	特定財源	△6,347		◎後期高齢者支援金等分
				その他	△6,347		
				一般財源	6,347		0
	特定財源の内訳						
				(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△14,190		
				(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	7,494		
				(他) 未就学児均等割保険税繰入金	△178		
				(他) 産前産後保険税繰入金	527		
計	1,804,364	0	1,804,364	特定財源	△6,347		
				その他	△6,347		
				一般財源	6,347		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	583,751	0	583,751	特定財源	△598		◎介護納付金分
				その他	△598		
				一般財源	598		

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	特定財源の内訳						
				(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△2,965		
				(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	2,355		
				(他) 産前産後保険税繰入金	12		
計	583,751	0	583,751	特定財源	△598		
				その他	△598		
				一般財源	598		

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定健康診査等事業費	279,493	△22,098	257,395	一般財源	△22,098	12 委託料	△22,098
							◎特定健康診査等事業費 △22,098
							○特定健康診査事業費★ △22,098
計	279,493	△22,098	257,395	一般財源	△22,098		

国民健康保険特別会計

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	491,118	852	491,970	特定財源 851 その他 851 一般財源 1	24 積立金	852	◎国民健康保険事業財政調整基金費 852
	特定財源の内訳 (他) 国民健康保険事業財政調整基金利子			851			
計	491,118	852	491,970	特定財源 851 その他 851 一般財源 1			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	12,671	5,528	18,199	一般財源 5,528	22 償還金利子及び割引料	5,528	◎県支出金返還金 5,003 ◎国庫支出金返還金 525
計	61,671	5,528	67,199	一般財源 5,528			

国民健康保険特別会計

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	193,085	△88,473	104,612	一般財源	△88,473		
計	193,085	△88,473	104,612	一般財源	△88,473		

令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）

令和7年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ292,328千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,756,285千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		3,386,789	304,811	3,691,600
	1 後期高齢者医療保険料	3,386,789	304,811	3,691,600
2 繰入金		1,015,351	△12,483	1,002,868
	1 他会計繰入金	1,015,351	△12,483	1,002,868
歳入	合計	4,463,957	292,328	4,756,285

後期高齢者医療特別会計

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		4,239,107	292,328	4,531,435
	1 広域連合納付金	4,239,107	292,328	4,531,435
歳出	合計	4,463,957	292,328	4,756,285

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	3,386,789	304,811	3,691,600
2 繰入金	1,015,351	△12,483	1,002,868
3 繰越金	9,207	0	9,207
4 諸収入	47,022	0	47,022
5 国庫支出金	5,588	0	5,588
歳入合計	4,463,957	292,328	4,756,285

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	206,471	0	206,471				
2 広域連合納付金	4,239,107	292,328	4,531,435			292,328	
3 保健事業費	5,952	0	5,952				
4 諸支出金	12,427	0	12,427				
歳出合計	4,463,957	292,328	4,756,285			292,328	

2 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	3,386,789	304,811	3,691,600	1 現年度分特別徴収保険料	30,313	現年度分特別徴収保険料 30,313
				2 現年度分普通徴収保険料	274,498	現年度分普通徴収保険料 274,498
計	3,386,789	304,811	3,691,600			

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,015,351	△ 12,483	1,002,868	3 保険基盤安定繰入金	△ 12,483	保険基盤安定繰入金 △ 12,483
計	1,015,351	△ 12,483	1,002,868			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 広域連合納付金	4,239,107	292,328	4,531,435	特定財源	292,328	18 負担金補助 及び交付金	292,328	◎広域連合納付金 292,328
				その他	292,328			
				特定財源の内訳				
				(他) 現年度分特別徴収保険料	30,313			
				(他) 現年度分普通徴収保険料	274,498			
				(他) 保険基盤安定繰入金	△12,483			
計	4,239,107	292,328	4,531,435	特定財源	292,328			
				その他	292,328			

令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,940,233千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		6,049,493	7,077	6,056,570
	2 国庫補助金	1,297,214	7,077	1,304,291
3 支払基金交付金		7,303,538	8,127	7,311,665
	1 支払基金交付金	7,303,538	8,127	7,311,665
4 県支出金		3,900,903	3,763	3,904,666
	2 県補助金	157,331	3,763	161,094
5 財産収入		9,371	47	9,418
	1 財産運用収入	9,371	47	9,418
6 繰入金		4,451,468	11,133	4,462,601
	1 一般会計繰入金	4,434,470	3,763	4,438,233
	2 基金繰入金	16,998	7,370	24,368
歳 入	合 計	28,910,086	30,147	28,940,233

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		1,135,757	30,100	1,165,857
	1 地域支援事業費	1,132,456	30,000	1,162,456
	2 その他の諸費	3,301	100	3,401
4 基金積立金		428,606	47	428,653
	1 基金積立金	428,606	47	428,653
歳 出	合 計	28,910,086	30,147	28,940,233

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	6,528,236	0	6,528,236
2 国庫支出金	6,049,493	7,077	6,056,570
3 支払基金交付金	7,303,538	8,127	7,311,665
4 県支出金	3,900,903	3,763	3,904,666
5 財産収入	9,371	47	9,418
6 繰入金	4,451,468	11,133	4,462,601
7 繰越金	666,380	0	666,380
8 諸収入	697	0	697
歳入合計	28,910,086	30,147	28,940,233

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	769,699	0	769,699				
2 保険給付費	26,141,086	0	26,141,086				
3 地域支援事業費	1,135,757	30,100	1,165,857	10,840		19,260	
4 基金積立金	428,606	47	428,653			47	
5 諸支出金	404,938	0	404,938				
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	28,910,086	30,147	28,940,233	10,840		19,307	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	951,602	1,057	952,659	1 現年度分調整交付金	1,057	現年度分調整交付金 1,057
2 地域支援事業交付金	269,263	6,020	275,283	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	6,020	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金 6,020
計	1,297,214	7,077	1,304,291			

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業支援交付金	245,445	8,127	253,572	1 現年度分地域支援事業支援交付金	8,127	現年度分地域支援事業支援交付金 8,127
計	7,303,538	8,127	7,311,665			

介護保険特別会計

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	157,331	3,763	161,094	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	3,763	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金 3,763
計	157,331	3,763	161,094			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	9,371	47	9,418	1 利子及び配当金	47	介護保険給付費準備基金利子 47
計	9,371	47	9,418			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	157,312	3,763	161,075	1 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	3,763	現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 3,763
計	4,434,470	3,763	4,438,233			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付費準備基金繰入金	16,998	7,370	24,368	1 介護保険給付費準備基金繰入金	7,370	介護保険給付費準備基金繰入金 7,370
計	16,998	7,370	24,368			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	890,735	30,000	920,735	特定財源	30,000	18 負担金補助及び交付金	30,000	◎介護予防・生活支援サービス事業費 30,000 ○介護予防・生活支援サービス事業費★ 30,000
				国・県	10,803			
				その他	19,197			
	特定財源の内訳							
				(国) 現年度分調整交付金	1,053			
				(国) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	6,000			
				(県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金	3,750			
				(他) 現年度分地域支援事業支援交付金	8,100			
				(他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	3,750			
				(他) 介護保険給付費準備基金繰入金	7,347			
計	1,132,456	30,000	1,162,456	特定財源	30,000			
				国・県	10,803			
				その他	19,197			

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 その他の諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 審査支払手数料	3,301	100	3,401	特定財源	100	11 役務費	100	◎総合事業審査支払手数料
				国・県	37			
				その他	63			
	特定財源の内訳							
				(国) 現年度分調整交付金	4			
				(国) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業交付金	20			
				(県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業県交付金	13			
				(他) 現年度分地域支援事業支援交付金	27			
				(他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	13			
				(他) 介護保険給付費準備基金繰入金	23			
計	3,301	100	3,401	特定財源	100			
				国・県	37			
				その他	63			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	428,606	47	428,653	特定財源 47	24 積立金	47	◎介護保険給付費準備 基金費 47
				その他 47			
	特定財源の内訳						
	(他) 介護保険給付費準備基金利子 47						
計	428,606	47	428,653	特定財源 47 その他 47			

介護保険特別会計

令和7年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ217,480千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,040,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		280,000	△108,740	171,260
	1 国庫補助金	280,000	△108,740	171,260
3 繰入金		509,928	△12,040	497,888
	1 一般会計繰入金	509,928	△12,040	497,888
5 市債		468,000	△96,700	371,300
	1 市債	468,000	△96,700	371,300
歳入	合計	1,257,931	△217,480	1,040,451

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		1,165,306	△217,480	947,826
	1 土地区画整理事業費	1,165,306	△217,480	947,826
歳 出	合 計	1,257,931	△217,480	1,040,451

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 554,212

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 468,000		%		千円 371,300		%	
合 計	468,000				371,300			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2	0	2
2 国庫支出金	280,000	△108,740	171,260
3 繰入金	509,928	△12,040	497,888
4 諸収入	1	0	1
5 市債	468,000	△96,700	371,300
歳入合計	1,257,931	△217,480	1,040,451

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1,165,306	△217,480	947,826	△108,740	△96,700	△12,040	
2 公債費	92,625	0	92,625				
歳出合計	1,257,931	△217,480	1,040,451	△108,740	△96,700	△12,040	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	280,000	△ 108,740	171,260	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 108,740	社会資本整備総合交付金 △ 108,740
計	280,000	△ 108,740	171,260			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	509,928	△ 12,040	497,888	1 一般会計繰入金	△ 12,040	一般会計繰入金 △ 12,040
計	509,928	△ 12,040	497,888			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	468,000	△ 96,700	371,300	1 土地区画整理事業債	△ 96,700	都市計画事業債 △ 96,700
計	468,000	△ 96,700	371,300			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	1,165,306	△217,480	947,826	特定財源	△217,480	14 工事請負費	△27,480	◎土地区画整理事業費 △217,480 ○土地区画整理事業費★ △217,480
				国・県	△108,740	21 補償補填及び賠償金	△190,000	
				市債	△96,700			
				その他	△12,040			
	特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金	△108,740			
				(市債) 都市計画事業債	△96,700			
				(他) 一般会計繰入金	△12,040			
計	1,165,306	△217,480	947,826	特定財源	△217,480			
				国・県	△108,740			
				市債	△96,700			
				その他	△12,040			

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	1,532,372	1,815,160	補正前の額	468,000	79,419	補正前の額	2,203,741
			補正額	△ 96,700		補正額	△ 96,700
			補正後の額	371,300		補正後の額	2,107,041
合 計	1,532,372	1,815,160	補正前の額	468,000	79,419	補正前の額	2,203,741
			補正額	△ 96,700		補正額	△ 96,700
			補正後の額	371,300		補正後の額	2,107,041

令和7年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ44,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365,979千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		65,000	△22,000	43,000
	1 国庫補助金	65,000	△22,000	43,000
3 繰入金		260,276	△2,600	257,676
	1 一般会計繰入金	260,276	△2,600	257,676
5 市債		84,700	△19,400	65,300
	1 市債	84,700	△19,400	65,300
歳入	合計	409,979	△44,000	365,979

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		324,348	△44,000	280,348
	1 土地区画整理事業費	324,348	△44,000	280,348
歳 出	合 計	409,979	△44,000	365,979

徳定土地区画整理事業特別会計

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 121,529

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 84,700		%		千円 65,300		%	
合 計	84,700				65,300			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2	0	2
2 国庫支出金	65,000	△22,000	43,000
3 繰入金	260,276	△2,600	257,676
4 諸収入	1	0	1
5 市債	84,700	△19,400	65,300
歳入合計	409,979	△44,000	365,979

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	324,348	△44,000	280,348	△22,000	△19,400	△2,600	
2 公債費	85,631	0	85,631				
歳出合計	409,979	△44,000	365,979	△22,000	△19,400	△2,600	

徳定土地区画整理事業特別会計

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	65,000	△ 22,000	43,000	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 22,000	社会資本整備総合交付金 △ 22,000
計	65,000	△ 22,000	43,000			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	260,276	△ 2,600	257,676	1 一般会計繰入金	△ 2,600	一般会計繰入金 △ 2,600
計	260,276	△ 2,600	257,676			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	84,700	△ 19,400	65,300	1 土地区画整理事業債	△ 19,400	都市計画事業債 △ 19,400
計	84,700	△ 19,400	65,300			

徳定土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	324,348	△44,000	280,348	特定財源	△44,000	12 委託料	8,000	◎土地区画整理事業費	△44,000
				国・県	△22,000	21 補償補填及び賠償金	△52,000	○土地区画整理事業費★	△44,000
				市債	△19,400				
				その他	△2,600				
	特定財源の内訳								
				(国) 社会資本整備総合交付金	△22,000				
				(市債) 都市計画事業債	△19,400				
				(他) 一般会計繰入金	△2,600				
計	324,348	△44,000	280,348	特定財源	△44,000				
				国・県	△22,000				
				市債	△19,400				
				その他	△2,600				

徳定土地区画整理事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	1,694,470	1,825,720	補正前の額	84,700	73,813	補正前の額	1,836,607
			補正額	△ 19,400		補正額	△ 19,400
			補正後の額	65,300		補正後の額	1,817,207
合 計	1,694,470	1,825,720	補正前の額	84,700	73,813	補正前の額	1,836,607
			補正額	△ 19,400		補正額	△ 19,400
			補正後の額	65,300		補正後の額	1,817,207

徳定土地区画整理事業特別会計

令和7年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ508,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		400,000	△254,400	145,600
	1 国庫補助金	400,000	△254,400	145,600
4 繰入金		257,902	△25,400	232,502
	1 一般会計繰入金	257,902	△25,400	232,502
6 市債		360,000	△229,000	131,000
	1 市債	360,000	△229,000	131,000
歳 入	合 計	1,018,944	△508,800	510,144

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		953,886	△508,800	445,086
	1 土地区画整理事業費	953,886	△508,800	445,086
歳 出	合 計	1,018,944	△508,800	510,144

大町土地区画整理事業特別会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	郡山駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業	千円 400,000	7	千円 180,000	千円 510,000	7	千円 180,000
				8	220,000		8	330,000

第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 64,923

第 4 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 360,000		%		千円 131,000		%	
合 計	360,000				131,000			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,038	0	1,038
2 使用料及び手数料	3	0	3
3 国庫支出金	400,000	△254,400	145,600
4 繰入金	257,902	△25,400	232,502
5 諸収入	1	0	1
6 市債	360,000	△229,000	131,000
歳入合計	1,018,944	△508,800	510,144

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	953,886	△508,800	445,086	△254,400	△229,000	△25,400	
2 公債費	65,058	0	65,058				
歳出合計	1,018,944	△508,800	510,144	△254,400	△229,000	△25,400	

2 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	400,000	△ 254,400	145,600	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 254,400	都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 △ 254,400
計	400,000	△ 254,400	145,600			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	257,902	△ 25,400	232,502	1 一般会計繰入金	△ 25,400	一般会計繰入金 △ 25,400
計	257,902	△ 25,400	232,502			

(款) 6 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	360,000	△ 229,000	131,000	1 土地区画整理事業債	△ 229,000	都市計画事業債 △ 229,000
計	360,000	△ 229,000	131,000			

大町土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	953,886	△508,800	445,086	特定財源	△508,800	14 工事請負費	△207,425	◎土地区画整理事業費 △508,800 ○土地区画整理事業費★ △508,800
				国・県 市債 その他	△254,400 △229,000 △25,400	21 補償補填及 び賠償金	△301,375	
特定財源の内訳								
(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金					△254,400			
(市債) 都市計画事業債					△229,000			
(他) 一般会計繰入金					△25,400			
計	953,886	△508,800	445,086	特定財源	△508,800			
				国・県	△254,400			
				市債	△229,000			
				その他	△25,400			

大町土地区画整理事業特別会計

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源
						特 定 財 源									
						国県支出金	市 債	そ の 他							
1 土地区 画整理 事業費	1 土地区 画整理 事業費	郡山駅西口ペ DESTRIAN デッキ整備事 業	7	180,000	90,000	81,000	9,000			180,000	180,000		35.3		
			8	補正前 の額	220,000	110,000	99,000	11,000				220,000			
				補正額	110,000	55,000	49,500	5,500				110,000			
				補正後 の額	330,000	165,000	148,500	16,500				330,000	64.7		
			計	補正前 の額	400,000	200,000	180,000	20,000			180,000	180,000	220,000		
				補正額	110,000	55,000	49,500	5,500				110,000			
				補正後 の額	510,000	255,000	229,500	25,500			180,000	180,000	330,000	100.0	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	1,441,345	1,819,609	補正前の額	360,000	49,525	補正前の額	2,130,084
			補正額	△ 229,000		補正額	△ 229,000
			補正後の額	131,000		補正後の額	1,901,084
合 計	1,441,345	1,819,609	補正前の額	360,000	49,525	補正前の額	2,130,084
			補正額	△ 229,000		補正額	△ 229,000
			補正後の額	131,000		補正後の額	1,901,084

大町土地区画整理事業特別会計

令和7年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ161,117千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		650,087	△155,817	494,270
	1 一般会計繰入金	650,087	△155,817	494,270
4 市債		121,400	△5,300	116,100
	1 市債	121,400	△5,300	116,100
歳 入	合 計	811,881	△161,117	650,764

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		483,703	△161,117	322,586
	2 工業団地造成事業費	468,227	△161,117	307,110
歳 出	合 計	811,881	△161,117	650,764

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 工業団地開発事業費	2 工業団地造成事業費	西部第一工業団地造成事業 (第2期工区)	千円 7,420,410	4	千円 1,351,510	千円 7,259,293	4	千円 1,351,510
				5	3,936,623		5	3,936,623
				6	1,965,392		6	1,965,392
				7	166,885		7	5,768

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業	千円 121,400		%		千円 116,100		%	
合 計	121,400				116,100			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	40,114	0	40,114
2 財産収入	280	0	280
3 繰入金	650,087	△155,817	494,270
4 市債	121,400	△5,300	116,100
歳入合計	811,881	△161,117	650,764

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	483,703	△161,117	322,586		△5,300	△155,817	
2 公債費	328,178	0	328,178				
歳出合計	811,881	△161,117	650,764		△5,300	△155,817	

工業団地開発事業特別会計

2 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	650,087	△ 155,817	494,270	1 一般会計繰入金	△ 155,817	一般会計繰入金 △ 155,817
計	650,087	△ 155,817	494,270			

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	121,400	△ 5,300	116,100	1 西部第一工業団地造成事業債	△ 5,300	西部第一工業団地造成事業債 △ 5,300
計	121,400	△ 5,300	116,100			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 西部第一工業団地造成事業費	468,227	△161,117	307,110	特定財源	△161,117	12 委託料	△5,293	◎西部第一工業団地造成事業費 △161,117 ○西部第一工業団地造成事業費★ △161,117
				市債	△5,300	14 工事請負費	△155,824	
				その他	△155,817			
	特定財源の内訳							
	(市債) 西部第一工業団地造成事業債				△5,300			
	(他) 一般会計繰入金				△155,817			
計	468,227	△161,117	307,110	特定財源	△161,117			
				市債	△5,300			
				その他	△155,817			

工業団地開発事業特別会計

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源
						特 定 財 源									
				国県支出金	市 債	そ の 他									
1 工業団 地開発 事業費	2 工業団 地造成 事業費	西部第一工業 団地造成事業 (第2期工区)	4	1,351,510		1,019,200	332,310		672,065	672,065		672,065		9.3	
			5	3,936,623		3,104,800	831,823		2,196,459	2,196,459		2,196,459		30.2	
			6	1,965,392	100,000	1,236,800	628,592			3,004,971		3,004,971		41.4	
			7	補正前 の額	166,885		11,000	155,885				1,546,915	1,546,915		
				補正額	△ 161,117		△ 5,300	△ 155,817				△ 161,117	△ 161,117		
				補正後 の額	5,768		5,700	68				1,385,798	1,385,798		19.1
			計	補正前 の額	7,420,410	100,000	5,371,800	1,948,610		2,868,524	5,873,495	1,546,915	7,420,410		
				補正額	△ 161,117		△ 5,300	△ 155,817				△ 161,117	△ 161,117		
				補正後 の額	7,259,293	100,000	5,366,500	1,792,793		2,868,524	5,873,495	1,385,798	7,259,293		100.0

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
西部第一工業団地 造成事業債	2,560,400	5,741,572	補正前の額	121,400	279,678	補正前の額	5,583,294
			補正額	△ 5,300		補正額	△ 5,300
			補正後の額	116,100		補正後の額	5,577,994
合 計	2,560,400	5,741,572	補正前の額	121,400	279,678	補正前の額	5,583,294
			補正額	△ 5,300		補正額	△ 5,300
			補正後の額	116,100		補正後の額	5,577,994

工業団地開発事業特別会計

令和7年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和7年度郡山市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「6,496,251千円」を「6,296,251千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業収益	8,597,829千円	10,144千円	8,607,973千円
第3項	特別利益	1千円	10,144千円	10,145千円

第4条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,272,946千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額569,188千円、当年度分損益勘定留保資金83,083千円、減債積立金398,249千円及び建設改良積立金5,222,426千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第1款	資本的支出	6,984,488千円	△200,000千円	6,784,488千円
第1項	建設改良費	6,586,239千円	△200,000千円	6,386,239千円

第5条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(継続費の変更)

第10条 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口・熱海浄水場監視 制御設備更新工事	千円 1,200,000	5	千円 0	千円 1,000,000	5	千円 0
				6	400,000		6	400,000
				7	800,000		7	600,000
		河内配水場流量調整弁 更新等工事	900,000	6	300,000	千円 1,100,000	6	300,000
				7	300,000		7	300,000
				8	300,000		8	300,000
				9	200,000			

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額5,556千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和7年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業収益			10,144	
	3 特別利益		10,144	
		2 その他特別利益		10,144

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的支出			△ 200,000	
	1 建設改良費		△ 200,000	
		1 施設拡張改良費	△ 200,000	工事請負費を補正

令和7年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	536,464
減価償却費	3,024,837
固定資産除却費	72,067
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,418
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	69,723
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 10,196
長期前受金戻入額	△ 410,208
受取利息及び受取配当金	△ 8,727
支払利息	60,956
未収金の増減額 (△は増加)	△ 66,165
未払金の増減額 (△は減少)	△ 53,476
前払金の増減額 (△は増加)	1,196,710
小計	4,410,567
利息及び配当金の受取額	8,727
利息の支払額	△ 60,956
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,358,338

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 8,218,547
	有形固定資産の売却による収入	18
	短期貸付金の回収による収入	180,000
	工事負担金による収入	404,721
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,633,808
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 398,249
	他会計からの出資による収入	106,801
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 291,448
	資金増加額(又は減少額)	△ 3,566,918
	資金期首残高	9,158,170
	資金期末残高	5,591,252

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以 降 の	継 続 費 の	
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	支 払	対 する	
									義 務	義 務	発 生	義 務	義 務	進 捗 率	
発 生 額	(見込)額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)										
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口・熱海浄	5										0.0		
		水場監視制御	6	400,000				400,000						0.0	通次繰越 400,000
		設備更新工事	変更前	800,000				800,000			1,200,000	1,200,000			
			7 変更額	△ 200,000				△ 200,000			△ 200,000	△ 200,000			
			変更後	600,000				600,000			1,000,000	1,000,000		100.0	
		計	変更前	1,200,000				1,200,000			1,200,000	1,200,000			
			変更額	△ 200,000				△ 200,000			△ 200,000	△ 200,000			
			変更後	1,000,000				1,000,000			1,000,000	1,000,000		100.0	

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以 降 の	総 額 に		
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	進 捗 率 (%)		
1 資本的支出	1 建設改良費	河内配水場流量調整弁更新等工事	6	300,000				300,000						0.0	遜次繰越 300,000	
			7	300,000				300,000			600,000	600,000		54.5		
			8	300,000				300,000					300,000	27.3		
		9	変更前													
			変更額	200,000				200,000						200,000		
			変更後	200,000				200,000						200,000	18.2	
		計	変更前	900,000				900,000			600,000	600,000	300,000			
			変更額	200,000				200,000						200,000		
			変更後	1,100,000				1,100,000			600,000	600,000	500,000	100.0		

水道事業会計

令和 7 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				1,270,849	
	ロ 建 物			6,030,083		
	ハ 構 造 物	減 価 償 却 累 計		△ 4,107,523	1,922,560	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計		△ 66,215,071	58,326,871	
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計		△ 12,572,682	3,684,828	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計		82,576	16,605	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計		△ 65,971	15	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計		310		
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計		△ 295		
(2)	無 形 固 定 資 産			318,718		
	イ ソ フ ト ウ ェ ア	減 価 償 却 累 計		△ 232,347	86,371	
	ロ ダ ム 使 用 権				3,640,935	
	ハ 電 話 加 入 権					
	無 形 固 定 資 産 合 計					68,949,034
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
	イ 出 資					
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					
	固 定 資 産 合 計					75,580,116

水道事業会計

(参考資料)

令和7年度郡山市水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		8,597,829	10,144	8,607,973		
3 特別利益		1	10,144	10,145		
	2 その他特別利益	0	10,144	10,144	その他特別利益	10,144
収益的収入合計		8,597,829	10,144	8,607,973		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		6,984,488	△ 200,000	6,784,488		
1 建設改良費		6,586,239	△ 200,000	6,386,239		
	1 施設拡張改良費	6,496,251	△ 200,000	6,296,251	工事請負費	△ 200,000
資本的支出合計		6,984,488	△ 200,000	6,784,488		

令和7年度郡山市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「5,505,933千円」を「6,077,209千円」に、流域下水道建設費「165,363千円」を「248,006千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「63,563千円」を「107,963千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	9,174,878千円	223千円	9,175,101千円
第3項 特別利益	1千円	223千円	224千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的収入	7,108,309千円	698,319千円	7,806,628千円
第1項 企業債	3,219,300千円	91,400千円	3,310,700千円
第2項 他会計出資金	1,483,885千円	299,081千円	1,782,966千円
第4項 補助金	2,186,225千円	307,838千円	2,494,063千円
第1款 下水道事業資本的支出	10,833,250千円	698,319千円	11,531,569千円
第1項 建設改良費	6,056,503千円	698,319千円	6,754,822千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 2,848,500	千円 2,939,900			

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
合計	3,429,300	3,520,700			

第6条 予算第11条の次に次の1条を加える。

(継続費の変更)

第11条の2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	五輪下外排水樋門遠隔 操作化改修工事	千円 240,000	6	千円 12,000	千円 179,630	6	千円 12,000
				7	220,000		7	159,630
				8	8,000		8	8,000

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	140,261,199	6,109,109	146,370,308
セグメント負債	99,780,329	4,252,289	104,032,618

下水道事業会計

令和 7 年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業収益			223	
	3 特別利益		223	
		2 その他特別利益		223

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本的収入			698,319	
	1 企業債		91,400	
		1 建設企業債	91,400	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		299,081	
		1 他会計出資金	299,081	一般会計出資金を補正
	4 補助金		307,838	
1 国庫補助金		307,838	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本的支出			698,319	
	1 建設改良費		698,319	
		1 管渠費	240,596	管渠整備費用を補正
		2 ポンプ場費	330,680	ポンプ場整備費用を補正
		3 処理場費	44,400	処理場整備費用を補正
	4 流域下水道費	82,643	流域下水道建設負担金を補正	

下水道事業会計

令和7年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 567,946
減価償却費	4,832,201
固定資産除却費	104,099
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,544
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 22,291
長期前受金戻入額	△ 1,413,984
支払利息	736,501
未収金の増減額 (△は増加)	304,805
未払金の増減額 (△は減少)	△ 571,756
前払金の増減額 (△は増加)	912,530
小計	4,320,703
利息の支払額	△ 736,501
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,584,202

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 9,732,914
	無形固定資産の取得による支出	△ 225,461
	国庫補助金による収入	3,828,463
	受益者負担金分担金による収入	80,148
	工事負担金による収入	138,751
	特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 237,841
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,148,854
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債による収入	4,460,600
	その他の企業債による収入	376,600
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 4,731,016
	その他の企業債の償還による支出	△ 45,730
	他会計からの出資による収入	1,782,966
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,843,420
	資金増加額（又は減少額）	△ 721,232
	資金期首残高	1,541,081
	資金期末残高	819,849

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の 総額に 対する 進捗率 (%)	備考		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以 降 の				
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	支 払			義 務	
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	五輪下外排水樋門遠隔操作化改修工事	6	12,000	5,400		6,000	600							0.0	遞次繰越 12,000	
			7	変更前	220,000	99,000		110,000	11,000			232,000	232,000				
				変更額	△ 60,370	△ 27,200		△ 30,185	△ 2,985			△ 60,370	△ 60,370				
				変更後	159,630	71,800		79,815	8,015			171,630	171,630			95.5	
			8	8,000	3,600		4,000	400						8,000	4.5		
		計	変更前	240,000	108,000		120,000	12,000			232,000	232,000	8,000				
			変更額	△ 60,370	△ 27,200		△ 30,185	△ 2,985			△ 60,370	△ 60,370					
			変更後	179,630	80,800		89,815	9,015			171,630	171,630	8,000	100.0			

令和 7 年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 業		3,715,365	
	ロ 建 物	2,240,776		
	減価償却累計額	<u>△ 1,052,011</u>	1,188,765	
	ハ 構 築 物	187,504,609		
	減価償却累計額	<u>△ 59,881,320</u>	127,623,289	
	ニ 機 械 及 び 装 置	15,076,669		
	減価償却累計額	<u>△ 9,546,857</u>	5,529,812	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	23,059		
	減価償却累計額	<u>△ 9,820</u>	13,239	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	58,795		
	減価償却累計額	<u>△ 27,264</u>	31,531	
	ト 建 設 仮 勘 定		1,204,682	
	有形固定資産合計		<u>139,306,683</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,089,090	
	無形固定資産合計		<u>5,089,090</u>	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資 金		8,384	
	投資その他の資産合計		<u>8,384</u>	
	有形固定資産合計		<u>144,404,157</u>	
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		819,849	
(2)	未 貸 倒 引 当 金	1,173,023		
		<u>△ 28,379</u>	1,144,644	
(3)	貯 蔵 品		1,643	
(4)	そ の 他 の 流 動 資 産		15	
	流動資産合計		<u>1,966,151</u>	
	資産合計		<u>146,370,308</u>	

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ建設改良費等企業債	49,772,853		
	ロその他の企業債	<u>596,631</u>		
	企業債合計		<u>50,369,484</u>	
	固定負債合計			50,369,484
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ建設改良費等企業債	4,385,001		
	ロその他の企業債	<u>47,239</u>		
	企業債合計		4,432,240	
(2)	未払当		1,554,822	
(3)	引当金			
	イ賞与引当金	<u>54,163</u>		
	引当金合計		54,163	
(4)	預流		<u>4,812</u>	
	流動負債合計			6,046,037
5	繰延前受金額計			
(1)	長期繰延負		69,901,543	
	繰延負		<u>△ 22,284,446</u>	
	繰延負合計			<u>47,617,097</u>
				<u>104,032,618</u>

(参考資料)

令和7年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,174,878	223	9,175,101		
3 特別利益		1	223	224		
	2 その他特別利益	0	223	223	その他特別利益	223
収益的収入合計		9,174,878	223	9,175,101		

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		7,108,309	698,319	7,806,628		
1 企業債		3,219,300	91,400	3,310,700		
	1 建設企業債	2,848,500	91,400	2,939,900	建設企業債	91,400
2 他会計出資金		1,483,885	299,081	1,782,966		
	1 他会計出資金	1,483,885	299,081	1,782,966	他会計出資金	299,081
4 補助金		2,186,225	307,838	2,494,063		
	1 国庫補助金	2,186,225	307,838	2,494,063	国庫補助金	307,838
資本的収入合計		7,108,309	698,319	7,806,628		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		10,833,250	698,319	11,531,569		
1 建設改良費		6,056,503	698,319	6,754,822		
	1 管渠費	4,710,935	240,596	4,951,531	委託料	221,160
					工事請負費	19,436
	2 ポンプ場費	697,541	330,680	1,028,221	委託料	330,680
	3 処理場費	161,020	44,400	205,420	委託料	44,400
	4 流域下水道費	165,363	82,643	248,006	負担金	82,643
資本的支出合計		10,833,250	698,319	11,531,569		

下水道事業会計

(予 算 資 料)

1 令和7年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		151,891,591	2,885,784	154,777,375
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,480,905	116,010	28,596,915
	後期高齢者医療特別会計	4,463,957	292,328	4,756,285
	介護保険特別会計	28,910,086	30,147	28,940,233
	公共用地先行取得事業特別会計	5,159	0	5,159
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	332	0	332
	富田第二土地区画整理事業特別会計	162,442	0	162,442
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,257,931	△ 217,480	1,040,451
	徳定土地区画整理事業特別会計	409,979	△ 44,000	365,979
	大町土地区画整理事業特別会計	1,018,944	△ 508,800	510,144
	駐車場事業特別会計	171,449	0	171,449
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	25,797	0	25,797
	総合地方卸売市場特別会計	942,530	0	942,530
	工業団地開発事業特別会計	811,881	△ 161,117	650,764
	熱海温泉事業特別会計	536,532	0	536,532
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	17,787	0	17,787
	多田野財産区特別会計	11,902	0	11,902
河内財産区特別会計	22,093	0	22,093	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,035	0	1,035
	舟津財産区特別会計	27,281	0	27,281
	館財産区特別会計	25,840	0	25,840
	浜路財産区特別会計	874	0	874
	横沢財産区特別会計	13,031	0	13,031
	中野財産区特別会計	4,805	0	4,805
	後田財産区特別会計	2,472	0	2,472
	水道事業会計	14,828,730	△ 200,000	14,628,730
	簡易水道事業会計	304,107	0	304,107
	下水道事業会計	20,402,335	698,319	21,100,654
	農業集落排水事業会計	1,306,593	0	1,306,593
	計	104,166,809	5,407	104,172,216
	合 計	256,058,400	2,891,191	258,949,591

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,840,755	2,840,755
2 給料															0	8,478,175	8,478,175
3 職員手当等															0	5,995,110	5,995,110
4 共済費															0	3,436,771	3,436,771
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	970	970
7 報償費				△4,000											△4,000	738,611	734,611
8 旅費										△1,300					△1,300	221,137	219,837
9 交際費															0	3,788	3,788
10 需用費							△35,850								△35,850	5,806,568	5,770,718
11 役務費			126												126	1,067,598	1,067,724
12 委託料		12,520		△17,000		75,820		28,000		△7,902					91,438	21,026,254	21,117,692
13 使用料及び賃借料										△28,491					△28,491	2,462,228	2,433,737
14 工事請負費							△97,771	517,000							419,229	8,220,060	8,639,289
15 原材料費															0	86,311	86,311
16 公有財産購入費								31,258							31,258	59,482	90,740
17 備品購入費									△11,228						△11,228	543,758	532,530
18 負担金補助及び交付金			△49,636	△3,300		45,881		245,362		△8,029					230,278	29,343,054	29,573,332
19 扶助費			206,040	5,650											211,690	29,263,462	29,475,152
20 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
21 補償補填及び賠償金								72,242							72,242	502,257	574,499
22 償還金利子及び割引料			88,695	48,015		4,986									141,696	9,164,940	9,306,636
23 投資及び出資金								299,081							299,081	1,743,014	2,042,095
24 積立金		1,734,188	28,489	10,173						4	2,367				1,775,221	7,293,164	9,068,385
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	8,987	8,987
27 繰出金			△109,762				△155,817	△40,040							△305,619	10,474,810	10,169,191
予備費														13	13	277,111	277,124
歳出合計		1,746,708	163,952	39,538		126,687	△289,438	1,152,903	△11,224	△43,355				13	2,885,784	151,891,591	154,777,375

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性 質 名 款 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
	1 人件費															0	20,803,195
うち職員給															0	8,478,175	8,478,175
2 扶助費			151,040	5,650											156,690	38,536,065	38,692,755
3 公債費															0	8,277,183	8,277,183
4 物件費		12,520	126	△17,000		△4,180				△37,693					△46,227	26,620,636	26,574,409
5 維持補修費															0	2,456,480	2,456,480
6 補助費等			89,615	40,715		△7,321		5,706		△8,029					120,686	18,303,740	18,424,426
うち補助交付金			920			△12,307		5,706		△8,029					△13,710	5,799,341	5,785,631
7 積立金		1,734,188	28,489	10,173					4	2,367					1,775,221	7,293,164	9,068,385
8 投資及び出資金								299,081							299,081	1,743,014	2,042,095
9 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
10 繰出金			△109,762				△155,817	△40,040							△305,619	10,474,810	10,169,191
11 普通建設事業費			4,444			138,188	△133,621	888,156	△11,228						885,939	14,117,150	15,003,089
(1)補助事業費			4,444					648,500							652,944	7,066,878	7,719,822
(2)単独事業費						138,188	△133,621	239,656	△11,228						232,995	7,050,272	7,283,267
12 災害復旧事業費															0	157,920	157,920
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														13	13	277,111	277,124
歳 出 合 計		1,746,708	163,952	39,538		126,687	△289,438	1,152,903	△11,224	△43,355				13	2,885,784	151,891,591	154,777,375

4 令和7年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	148,162	△42,364	105,798
			老人福祉施設等整備費補助金	193,608	46,808	240,416
	4 児童福祉費	5 児童障害福祉費	児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金	552	920	1,472
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	機構集積協力金	14,894	△14,894	0
			経営継承・発展等支援事業費補助金	1,000	△1,000	0
			遊休農地等再生対策支援事業費補助金	1,265	△1,265	0
		4 農地費	国営造成施設管理体制整備支援事業費補助金	68,674	△9,530	59,144
			多面的機能支払交付金事業費補助金	287,610	△13,608	274,002
			水利施設長寿命化対策事業費補助金	0	22,490	22,490
8 土木費	4 都市計画費	8 公共交通対策費	バス運行対策費補助金	122,842	5,706	128,548
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	全国音楽祭参加支援事業費補助金	21,782	△8,029	13,753

郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び第4項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定に基づき、郡山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、行政不服審査法、個人情報保護法、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号。以下「情報公開条例」という。）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関等 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関等又は議会のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 諮問庁 次条各号（第2号を除く。）の規定による諮問をした実施機関等をいう。
- (3) 公文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (4) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年郡山市条例第44号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市長の附属機関として審査会を置く。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 情報公開の推進に関する事項について情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関に意見を述べること。
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (5) 市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (6) 市議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第6条 審査会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の審査請求に係る調査権限等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該諮問に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該諮問に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第8条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（郡山市個人情報保護審議会条例の廃止）

3 郡山市個人情報保護審議会条例（令和4年郡山市条例第32号）は、廃止する。

（郡山市個人情報保護審議会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行日前にこの条例による廃止前の郡山市個人情報保護審議会条例第2条の規定により郡山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において郡山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより郡山市情報公開・個人情報保護審査会に行われたものとみなす。

5 この条例の施行の際旧審議会の委員であった者に係るこの条例による廃止前の郡山市個人情報保護審議会条例第5条第5項の規定により課せられた義務については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

（郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前									
別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬			別表第2（第2条、第5条関係） 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 1 報酬									
区分		報酬額	区分		報酬額							
(略)			情報公開審査会		<table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td rowspan="3">日額 8,100円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> </tr> </table>	会長	日額 8,100円	副会長	委員			
会長	日額 8,100円											
副会長												
委員												
(略)			(略)									
情報公開・個人情報保護審査会		<table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td rowspan="2">日額 8,100円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> </tr> </table>	会長	日額 8,100円	副会長	個人情報保護審議会		<table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td rowspan="3">日額 8,100円</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> </tr> </table>	会長	日額 8,100円	副会長	委員
会長	日額 8,100円											
副会長												
会長	日額 8,100円											
副会長												
委員												

委員			
(略)	(略)		
備考 (略)	備考 (略)		
2 (略)	2 (略)		

(郡山市情報公開条例の一部改正)

7 郡山市情報公開条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 審査請求 <u>(第18条の2—第21条)</u></p> <p>第4章 情報公開の総合的推進等 <u>(第22条・第23条)</u></p> <p>第5章 雑則 <u>(第24条—第30条)</u></p> <p>附則</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、<u>郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和8年郡山市条例第 号)第3条に規定する郡山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 審査請求</p> <p>第1節 <u>諮問等(第18条の2—第21条)</u></p> <p>第2節 <u>情報公開審査会(第22条)</u></p> <p>第3節 <u>審査会の調査審議の手続等(第23条—第29条)</u></p> <p>第4章 情報公開の総合的推進等 <u>(第30条・第31条)</u></p> <p>第5章 雑則 <u>(第32条—第38条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1節 <u>諮問等</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、<u>郡山市情報公開審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関 <u>(以下「諮問実施機</u></p>

対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

第2節 情報公開審査会

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、市長の附属機関として郡山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開の推進に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第25条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、

第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条の規定による口頭意見陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

<p>第22条～第30条 (略)</p>	<p>第29条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第30条～第38条 (略)</p>
----------------------	---

(郡山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行日前にこの条例による改正前の郡山市情報公開条例第2条の規定により郡山市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において郡山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより郡山市情報公開・個人情報保護審査会に行われたものとみなす。

9 この条例の施行の際旧審査会の委員であった者に係るこの条例による改正前の郡山市情報公開条例第22条第7項の規定により課せられた義務については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

10 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第6条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>郡山市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和8年郡山市条例第 号）第3条</u>に規定する<u>郡山市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(個人情報保護審議会への諮問)</p> <p>第6条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>郡山市個人情報保護審議会条例（令和4年郡山市条例第32号）第2条</u>に規定する<u>郡山市個人情報保護審議会</u>に諮問することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

11 郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>郡山市情報公開・</u></p>	<p>(審議会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>郡山市個人情報保</u></p>

個人情報保護審査会条例（令和8年郡山市条例第 号）第3条に規定する郡山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に 諮問しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

護審議会条例（令和4年郡山市条例第32号）第2条に規定する郡山市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に 諮問しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(提 案 要 旨)

郡山市情報公開審査会と郡山市個人情報保護審議会を統合し、郡山市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

郡山市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額310,800円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特地勤務手当)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額310,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特地勤務手当)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</p>

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当) 第8条の2 (略)</p> <p>2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(特地勤務手当) 第8条の2 (略)</p> <p>2 新たに特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、特地勤務手当を支給する。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則第3項において「改正後の単労条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正後の単労条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の単労条例の規定による給与の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

一般職の職員の初任給調整手当及び特地勤務手当並びに単純な労務に雇用される職員の特地勤務手当を改定する。

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年郡山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
(略)			(略)		
危険鳥獣捕獲等作業従事職員の手当	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣（以下「危険鳥獣」という。）の捕獲又は殺傷に関する作業その他の作業で特に危険又は困難なものとして市長が別に定めるものに従事した職員	勤務1日につき 1,640円			
	危険鳥獣の捕獲又は殺傷の補助に関する作業で特に危険又は困難なものとして市長が別に定めるものに従事した職員	勤務1日につき 1,100円			
備考（略）			備考（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年11月14日から適用する。

（提 案 要 旨）

危険鳥獣捕獲等作業従事職員の手当について、その支給範囲及び支給額を定める。

郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年郡山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p>

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)～(7) (略)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2)～(7) (略)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定(「もの」を「者」に改める部分に限る。)及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(提 案 要 旨)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条、第54条関係）				別表（第3条、第54条関係）			
1 市営住宅				1 市営住宅			
名称	位置	棟数	戸数	名称	位置	棟数	戸数
(略)				(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	42	843	希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	43	844
(略)				(略)			
仁池向市営住宅	郡山市大槻町字仁池向1番地	16	96	仁池向市営住宅	郡山市大槻町字仁池向1番地	20	112
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	45	788	小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	46	792
(略)				(略)			
2 (略)				2 (略)			
3 駐車場				3 駐車場			
名称	位置	使用料		名称	位置	使用料	
希望ヶ丘市営住宅駐車場	郡山市希望ヶ丘9番	(略)		希望ヶ丘市営住宅駐車場	郡山市希望ヶ丘9番	(略)	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

希望ヶ丘市営住宅ほか2市営住宅の一部廃止により棟数及び戸数を変更することに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

郡山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(郡山市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 郡山市道路占用料徴収条例(昭和47年郡山市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第5条の2関係)				別表(第2条、第5条の2関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工物	第1種電柱	1本につき1年	670円	第1種電柱	1本につき1年	570円	
	第2種電柱		1,000円	第2種電柱		870円	
	第3種電柱		1,400円	第3種電柱		1,200円	
	第1種電話柱		600円	第1種電話柱		510円	
	第2種電話柱		960円	第2種電話柱		810円	
	第3種電話柱		1,300円	第3種電話柱		1,100円	
	その他の柱類	60円	その他の柱類	51円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5円	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	500円		郵便差出箱及び信書便差出箱	420円			
広告塔	表示面積1平方メートル	1,900円	広告塔	表示面積1平方メートル	1,800円		

			ルにつき1年				ルにつき1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	25円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			36円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			54円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの			720円		外径が1メートル以上のもの		610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として地下に設けるもの		長さ1メートルにつき1年	4円	法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
	その他のもの			12円		その他のもの		10円

	設置する 導線その 他の線類		
	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	960円
	その他の上空に設けるもの	占用面積1平方メート	600円
	もの 地下に設けるもの	ルにつき1年	360円
	その他のもの		1,200円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下階数が1のもの		(略)
	階数が2のもの		
	階数が3以上のもの	Aに0.008 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路		950円
	地下に設ける通路		570円
	その他のもの		1,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1日	19円
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1月	190円
道路看板（アーチで一時的に設けるもの）		表示面積1平方メート	190円

	設置する 導線その 他の線類		
	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	810円
	その他の上空に設けるもの	占用面積1平方メート	510円
	もの 地下に設けるもの	ルにつき1年	300円
	その他のもの		1,000円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下階数が1のもの		(略)
	階数が2のもの		
	階数が3以上のもの	Aに0.007 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路		900円
	地下に設ける通路		540円
	その他のもの		1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1日	18円
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1月	180円
道路看板（アーチで一時的に設けるもの）		表示面積1平方メート	180円

法 施あるものを除く 行 令。)の (昭	の	ルにつき1月	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
和 2 7	標識	1本につき1年	960円
年 政 令 第 479号 。 以	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 19円
	その他のもの	1本につき1月	190円
下 政 令 第 4号 と い う もの を除く。)	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 19円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円
第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 1,900円
	その他のもの		950円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			120円
政 令 第 7	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて

法 施あるものを除く 行 令。)の (昭	の	ルにつき1月	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
和 2 7	標識	1本につき1年	810円
年 政 令 第 479号 。 以	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 18円
	その他のもの	1本につき1月	180円
下 政 令 第 4号 と い う もの を除く。)	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 18円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180円
第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 1,800円
	その他のもの		900円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円
政 令 第 7	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて

条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設) に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下（トンネル	階数が1のもの
	の上の地下を除く。）に設けるもの	階数が2のもの 階数が3以上のもの
	その他のもの	
政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建築物	
	その他のもの	
政 令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び	建築物	
	その他のもの	

得た額
Aに0.018
を乗じて
得た額
(略)
Aに0.008
を乗じて
得た額
Aに0.026
を乗じて
得た額
Aに0.017
を乗じて
得た額
Aに0.012
を乗じて
得た額
Aに0.024
を乗じて
得た額
Aに0.012
を乗じて
得た額

条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設) に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下（トンネル	階数が1のもの
	の上の地下を除く。）に設けるもの	階数が2のもの 階数が3以上のもの
	その他のもの	
政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建築物	
	その他のもの	
政 令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び	建築物	
	その他のもの	

得た額
Aに0.017
を乗じて
得た額
(略)
Aに0.007
を乗じて
得た額
Aに0.025
を乗じて
得た額
Aに0.015
を乗じて
得た額
Aに0.011
を乗じて
得た額
Aに0.022
を乗じて
得た額
Aに0.011
を乗じて
得た額

自動車駐 車場	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
	政令第7条第12号に掲げる器具
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
	政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設

		自動車駐 車場	
Aに0.017 を乗じて 得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
Aに0.024 を乗じて 得た額			
Aに0.034 を乗じて 得た額			
Aに0.026 を乗じて 得た額			政令第7条第12号に掲げる器具
Aに0.017 を乗じて 得た額		政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
Aに0.024 を乗じて 得た額			
Aに0.034 を乗じて 得た額			
Aに0.034 を乗じて			

Aに0.015 を乗じて 得た額	
Aに0.022 を乗じて 得た額	
Aに0.031 を乗じて 得た額	
Aに0.025 を乗じて 得た額	
Aに0.015 を乗じて 得た額	
Aに0.022 を乗じて 得た額	
Aに0.031 を乗じて 得た額	

	得た額	
備考（略）		備考（略）

（郡山市都市公園条例の一部改正）

第2条 郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>（行為の禁止）</p> <p>第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可（以下これらの許可を「公園の使用の許可」という。）に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>張り紙</u>若しくは<u>張り札</u>をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">公園の使用料</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 公園を占有する場合（法第5条の2第2項第6号の利便増進施設（以下「利便増進施設」という。）を設ける場合を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>送電塔その他これに類するもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">960円</td> </tr> <tr> <td>水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル</td> <td style="text-align: right;">25円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	500円	送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円	標識	1本につき1年	960円	水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	25円	<p>（行為の禁止）</p> <p>第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可（以下これらの許可を「公園の使用の許可」という。）に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>はり紙</u>若しくは<u>はり札</u>をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">公園の使用料</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 公園を占有する場合（法第5条の2第2項第6号の利便増進施設（以下「利便増進施設」という。）を設ける場合を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">420円</td> </tr> <tr> <td>送電塔その他これに類するもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">810円</td> </tr> <tr> <td>水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル</td> <td style="text-align: right;">21円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420円	送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	標識	1本につき1年	810円	水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	21円
区分	単位	金額																																									
(略)																																											
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円																																									
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	500円																																									
送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円																																									
標識	1本につき1年	960円																																									
水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	25円																																									
区分	単位	金額																																									
(略)																																											
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円																																									
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420円																																									
送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円																																									
標識	1本につき1年	810円																																									
水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	21円																																									

等の地下埋設物	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	につき1年	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		720円
看板、掲示板類	表示面積1平方メートルにつき1月		190円
工事中施設	占有面積1平方メートルにつき1月		190円
工事中材料置場			

備考 (略)

5 利便増進施設を設ける場合

区分	単位	金額
自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.017を乗じて得た額

等の地下埋設物	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	につき1年	30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		610円
看板、掲示板類	表示面積1平方メートルにつき1月		180円
工事中施設	占有面積1平方メートルにつき1月		180円
工事中材料置場			

備考 (略)

5 利便増進施設を設ける場合

区分	単位	金額
自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.015を乗じて得た額

地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900円	地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,800円
6 (略)			6 (略)		

(郡山市郡山駅西口駅前広場条例の一部改正)

第 3 条 郡山市郡山駅西口駅前広場条例（平成14年条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(禁止行為) 第15条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) (略) (5) 張り紙又は張り札をすること。 (6)・(7) (略) 別表（第8条関係） 1 占用料及び使用料				(禁止行為) 第15条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) (略) (5) はり紙又ははり札をすること。 (6)・(7) (略) 別表（第8条関係） 1 占用料及び使用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
占用料	(略)			占用料	(略)		
	第3条第4号の工作物、物件又は施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,100円		第3条第4号の工作物、物件又は施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,000円
使用料	(略)			使用料	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			
2 (略)				2 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中郡山市都市公園条例第5条及び第3条中郡山市郡山駅西口駅前広場条例第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(郡山市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の郡山市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

(郡山市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の郡山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(郡山市郡山駅西口駅前広場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の郡山市郡山駅西口駅前広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る占有料の額について適用し、同日前の占有の期間に係る占有料の額については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

郡山市屋外広告物条例（平成8年郡山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(禁止地域等)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、病院、公衆便所等の公用又は公共用建造物及びその敷地</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>(禁止物件)</p> <p>第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)トンネル、高架構造物及び分離帯</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第22条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に定める許可申請手数料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、市長は、手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) <u>政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出をした政治団体が表示するはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗</u></p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)官公署、学校、図書館、公会堂、<u>公民館</u>、博物館、美術館、<u>体育館</u>、病院、公衆便所等の公用又は公共用建造物及びその敷地</p> <p>(13)～(15) (略)</p> <p>(禁止物件)</p> <p>第4条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) <u>橋りょう</u>、トンネル、高架構造物及び分離帯</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第22条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に定める許可申請手数料を納付しなければならない。ただし、<u>政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出をした政治団体が表示するはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗を表示するための許可を受けようとするときは、市長は、手数料の全部又は一部を免除することができる。</u></p>

<p><u>を表示するとき。</u></p> <p><u>(2) ネーミングライツの付与に関する事業の実施に伴い、対象施設に名称の広告物を表示するとき。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
---	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

ネーミングライツ導入施設と同種の施設との規制の整合性を図るため、一部規制緩和を図り、かつ、手数料の免除規定を追加するため、所要の改正を行う。

郡山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(郡山市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、事業管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)</u>又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者(次項において「他の水道事業者等」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 事業管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 事業管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p>

<p>3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が<u>指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</u></p>	<p>3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 事業管理者は、給水装置が<u>指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</u></p>
--	---

(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年郡山市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、<u>事業管理者又は郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第11条第1項本文の指定給水装置工事事業者(次項において「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、事業管理者が同項ただし書の他の水道事業者等(次項において「他の水道事業者等」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>指定給水装置工事事業者又は他の水道事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略) (給水管及び給水用具の指定)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第11条第1項の<u>指定給水装置工事事業者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)</u>が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定給水装置工事事業者について必要な事項は、事業管理者が定める。</u></p> <p>4 (略) (給水管及び給水用具の指定)</p>

第8条の2 (略)

2 事業管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 (略)

2 事業管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(郡山市下水道条例の一部改正)

第3条 郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(排水設備等の工事の施行)</u></p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店(以下「工事指定店」という。)により行わなければならない。ただし、<u>災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>の指定を受けた者に排水設備等の工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p><u>(排水設備等の工事の施工)</u></p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店(以下「工事指定店」という。)により行わなければならない。</p>
<p>(占用)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 上下水道事業管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、同項の占用の許可を受けた物件(以下「占用物件」という</p>	<p>(占用)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 上下水道事業管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、同項の占用の許可を受けた物件(以下「占用物件」という</p>

。)で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

3 (略)

(特別使用に係る工事)

第21条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用者が施行しなければならない。ただし、特別使用者は、上下水道事業管理者が特に認める事由があるときは、上下水道事業管理者に当該工事を行うよう求めることができる。

(工事指定店の指定)

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

(1) (略)

(2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者(公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施行に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。)を1人以上有すること。

(3) (略)

2・3 (略)

。)で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

3 (略)

(特別使用に係る工事)

第21条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用者が施工しなければならない。ただし、特別使用者は、上下水道事業管理者が特に認める事由があるときは、上下水道事業管理者に当該工事を行うよう求めることができる。

(工事指定店の指定)

第21条の5 上下水道事業管理者は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、工事指定店の指定をするものとする。

(1) (略)

(2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者(公益財団法人福島県下水道公社が排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。)を1人以上有すること。

(3) (略)

2・3 (略)

(郡山市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 郡山市農業集落排水施設条例(平成4年郡山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備の工事の<u>施行</u>)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事は、郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)第7条本文に規定する上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店により行わなければならない。<u>ただし、災害その他非常の</u></p>	<p>(排水設備の工事の<u>施工</u>)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事は、郡山市下水道条例(昭和45年郡山市条例第34号)第7条に規定する上下水道事業管理者が指定した郡山市下水道工事指定店により行わなければならない。</p>

場合において、上下水道事業管理者が同条ただし書に規定する他の市町村長の指定を受けた者に排水設備の工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別使用に係る工事)

第19条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用の許可を受けた者が施行しなければならない。

(特別使用に係る工事)

第19条の3 特別使用の許可に係る工事は、特別使用の許可を受けた者が施工しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

災害その他非常の場合において、他の水道事業者等が給水装置又は排水設備工事を行えるようにするため、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市奨学資金給与条例及び郡山市篤志奨学資金給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

郡山市奨学資金給与条例及び郡山市篤志奨学資金給与条例の一部を改正する条例

(郡山市奨学資金給与条例の一部改正)

第1条 郡山市奨学資金給与条例(昭和42年郡山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨学資金の額) 第3条 奨学資金の額は、 <u>月額12,000円</u> とする。	(奨学資金の額) 第3条 奨学資金の額は、 <u>月額10,000円</u> とする。
(奨学生の決定) 第6条 教育委員会は、市長と <u>協議の上</u> 、奨学生を決定する。	(奨学生の決定) 第6条 教育委員会は、市長と <u>協議のうえ</u> 奨学生を決定する。
(奨学資金の給与の休止) 第8条 奨学生が休学したときは、 <u>休学した日の翌月から復学した日の前月</u> までの間、奨学資金の給与を休止する。	(奨学資金の給与の休止) 第8条 奨学生が休学したときは、 <u>休学の翌月から復学の前月</u> までの間、奨学資金の給与を休止する。

(郡山市篤志奨学資金給与条例の一部改正)

第2条 郡山市篤志奨学資金給与条例(昭和45年郡山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(奨学生の決定) 第4条 教育委員会は、市長と <u>協議の上</u> 、奨学生を決定する。	(奨学生の決定) 第4条 教育委員会は、市長と <u>協議のうえ</u> 奨学生を決定する。
(奨学資金の額) 第5条 奨学資金の額は、 <u>月額12,000円</u> とする。	(奨学資金の額) 第5条 奨学資金の額は、 <u>月額10,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市奨学資金給与条例第6条及び第8条の改正規定並びに第2条中郡山市篤志奨学資金給与条例第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

奨学資金及び篤志奨学資金の額を改定するとともに、規定を整備する。

郡山市図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

郡山市図書館条例の一部を改正する条例

郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(館外利用)</p> <p>第7条 次に掲げるものは、規則で定めるところにより図書館資料を図書館以外の場所において利用（以下「館外利用」という。）することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により館外利用しようとするものは、規則で定めるところにより館長に申請し、利用カードの交付を受けなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 館長は、図書館の管理運営上必要があるときは、館外利用に条件を付することができる。</p> <p>(館外利用の停止)</p> <p>第8条 教育委員会は、館外利用者が前条第3項から第6項までの規定に違反するときは、当該館外利用者に対する館外利用を一時的に停止することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(館外利用)</p> <p>第7条 次に掲げるものは、規則で定めるところに従い、図書館資料を図書館以外の場所（以下「館外」という。）において利用することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項の規定により図書館資料を館外で利用しようとするものは、館長に申し込みをして利用カードの交付を受けなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(貸出しの停止)</p> <p>第8条 館長は、館外利用者が利用期間を過ぎても貸出しを受けた図書館資料を返却しないときは、当該館外利用者に対する貸出しを停止することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郡山市希望ヶ丘図書館</td> <td>郡山市希望ヶ丘1番5号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郡山市希望ヶ丘図書館</td> <td>郡山市希望ヶ丘1番5号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号	(略)	
名称	位置																
(略)																	
郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
郡山市希望ヶ丘図書館	郡山市希望ヶ丘1番5号																
(略)																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

館外利用に関する手続の見直しに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 河川改修工事 その3（準用河川徳定川（学園区間））
- 2 工事場所 郡山市田村町徳定字中河原地内
- 3 工事概要 施工延長 122.05メートル
 函渠工
 工事用道路工 外
- 4 契約金額 金385,759,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市三穂田町山口字前川原120番地1
 三山・宗形特定建設工事共同企業体
 構 成 員 郡山市三穂田町山口字前川原120番地1
 （代表者） 株式会社三山工業
 代表取締役 佐 藤 考 史
 構 成 員 郡山市逢瀬町多田野字新池下23番地11
 株式会社宗形組
 代表取締役 宗 形 久 男
- 7 支出科目 令和7年度
 一般会計
 （款）8 土木費
 （項）3 河川費
 （目）1 河川費

（提 案 要 旨）

河川改修工事 その3（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約を締結する。

財産の処分について
日和田町普通財産を次のとおり売却する。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

記

- 1 売却する財産
 - (1) 所在地 郡山市日和田町字原19番22ほか
 - (2) 物件
土地 公衆用道路16筆 雑種地6筆 用悪水路2筆
7,022.53平方メートル
- 2 売却の方法 随意契約
- 3 売却予定価格 金103,673,000円
- 4 売却の相手方 郡山市日和田町字古館29
株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 山菅貴史

(提案要旨)

遊休地である普通財産を売却する。

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年4月1日から令和7年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料75,665,920円のうち、消費税相当額分6,413,520円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 乙は、甲に対し、前号に規定する消費税相当額分のうち、令和2年4月1日から令和7年5月31日までに支払いをした3,987,440円について、甲が指定する期日までに甲の指定する方法により支払う。
- (3) 甲は、第1号に規定する消費税相当額分のうち、前号の規定により支払われる額を差し引いた2,426,080円について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (4) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前3号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年4月1日から 令和7年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託 (平成28年度)	7,713,360円	571,360円	571,360円	0円
郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託 (平成29年度)	7,847,280円	581,280円	581,280円	0円
郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託 (平成30年度)	7,972,560円	590,560円	590,560円	0円
郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託 (令和元年度)	8,270,880円	682,880円	682,880円	0円
郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託 (令和2年度から令和4年度まで)	25,659,700円	2,332,700円	0円	2,332,700円
郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託 (令和5年度及び令和6年度)	18,202,140円	1,654,740円	0円	1,654,740円
合計	75,665,920円	6,413,520円	2,426,080円	3,987,440円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年3月6日から平成29年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料18,827,640円のうち、消費税相当額分1,394,640円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 甲は、前号に規定する消費税相当額分について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前2号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年3月6日から 平成29年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
郡山市一時的保育事業・地域子育て 支援拠点事業業務委託 (平成27年度)	8,675,640円	642,640円	642,640円	0円
郡山市地域子育て支援拠点事業(南 部)業務委託 (平成28年度)	10,152,000円	752,000円	752,000円	0円
合計	18,827,640円	1,394,640円	1,394,640円	0円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる養育支援訪問事業（以下「産前・産後ヘルパー派遣事業」という。）を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年3月6日から令和6年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料4,804,620円のうち、消費税相当額分488,182円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 乙は、甲に対し、前号に規定する消費税相当額分のうち、令和2年4月1日から令和6年5月31日までに支払いをした285,294円について、甲が指定する期日までに甲の指定する方法により支払う。
- (3) 甲は、第1号に規定する消費税相当額分のうち、前号の規定により支払われる額を差し引いた202,888円について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (4) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前3号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年3月6日から 令和6年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (平成27年度)	53,120円	4,958円	4,958円	0円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (平成28年度)	315,400円	29,436円	29,436円	0円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (平成29年度)	599,760円	54,218円	54,218円	0円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (平成30年度)	656,880円	59,409円	59,409円	0円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (令和元年度)	552,790円	54,867円	54,867円	0円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (令和2年度)	565,920円	61,919円	0円	61,919円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託 (令和3年度)	620,950円	67,795円	0円	67,795円
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託	633,640円	68,984円	0円	68,984円

(令和4年度)				
郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業 業務委託	806,160円	86,596円	0円	86,596円
(令和5年度)				
合計	4,804,620円	488,182円	202,888円	285,294円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる一時預かり事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年4月1日から令和元年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料38,814,124円のうち、消費税相当額分2,875,120円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 甲は、前号に規定する消費税相当額分について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前2号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年4月1日から 令和元年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
郡山市一時的保育事業保育業務委託 (平成28年度から平成30年度まで)	38,814,124円	2,875,120円	2,875,120円	0円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる病児保育事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年3月6日から平成30年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料23,140,800円のうち、消費税相当額分1,714,130円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 甲は、前号に規定する消費税相当額分について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前2号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年3月6日から 平成30年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
平成27年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	1,681,200円	124,530円	124,530円	0円
平成28年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	10,659,600円	789,600円	789,600円	0円
平成29年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	10,800,000円	800,000円	800,000円	0円
合計	23,140,800円	1,714,130円	1,714,130円	0円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる病児保育事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年3月6日から平成30年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料15,310,800円のうち、消費税相当額分1,134,130円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 甲は、前号に規定する消費税相当額分について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前2号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年3月6日から 平成30年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
平成27年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	1,130,400円	83,730円	83,730円	0円
平成28年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	7,052,400円	522,400円	522,400円	0円
平成29年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	7,128,000円	528,000円	528,000円	0円
合計	15,310,800円	1,134,130円	1,134,130円	0円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる病児保育事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年3月6日から平成30年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料15,310,800円のうち、消費税相当額分1,134,130円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 甲は、前号に規定する消費税相当額分について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前2号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年3月6日から 平成30年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
平成27年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	1,130,400円	83,730円	83,730円	0円
平成28年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	7,052,400円	522,400円	522,400円	0円
平成29年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	7,128,000円	528,000円	528,000円	0円
合計	15,310,800円	1,134,130円	1,134,130円	0円

和解及び債権の放棄について
次により和解し、債権を放棄するものとする。
令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

1 相手方

所在地

法人名

代表者名

2 事件の概要

- (1) 郡山市（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、別表に掲げる業務委託（以下「本業務委託」という。）について契約を締結した。
- (2) 甲は、乙に対し、本業務委託について、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を含む委託料を支払っていたが、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に位置付けられる病児保育事業を委託するものであり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する特定の資産の譲渡等に該当することから、消費税及び地方消費税は課されない事業であった。
- (3) 甲は、乙に対し、支払った委託料のうち消費税相当額分を不当利得として返還を求めた。

3 和解条項

- (1) 甲及び乙は、甲が乙に対し、平成28年3月6日から平成30年5月31日までに支出した本業務委託に関する委託料15,235,200円のうち、消費税相当額分1,128,530円について、不当利得返還請求権を有していることを相互に確認する。
- (2) 甲は、前号に規定する消費税相当額分について、不当利得返還請求権を放棄する。
- (3) 甲及び乙は、両者の間には本業務委託に関する消費税相当額の過払いに関しては、前2号に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提 案 要 旨)

和解し、債権を放棄する。

(別表)

対象業務委託名	(甲) 支払委託料 (平成28年3月6日から 平成30年5月31日まで)	(甲) 債権額 (消費税相当額)	(甲) 債権放棄額	(乙) 返還額
平成27年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	1,130,400円	83,730円	83,730円	0円
平成28年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	7,052,400円	522,400円	522,400円	0円
平成29年度 郡山市病児・病後児保育事業業務 委託	7,052,400円	522,400円	522,400円	0円
合計	15,235,200円	1,128,530円	1,128,530円	0円

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月21日付けで締結した伊賀河原土地区画整理事業舗装工事（その2）請負契約について、本市職員が設計金額の積算を誤ったことにより、本来落札者とすべき者と異なる者を落札者としていたことによる契約解除により生じた損害を賠償するため、郡山市は、株式会社ノウチ工業代表取締役野内勝志に対し、金334,505円を支払うものとする。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

(提 案 要 旨)

損害賠償の額を定める。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

記

路線番号	路線名	起 点	終 点
23300	井戸ヶ作横峯1号線	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作25番1地先	熱海町上伊豆島字横峯21番地先
23301	井戸ヶ作横峯2号線	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作51番1地先	熱海町上伊豆島字横峯25番地先
23302	八人組沼ノ沢線	熱海町上伊豆島字八人組14番1地先	熱海町長橋字沼ノ沢1番3地先
23303	横峯沼ノ沢線	熱海町上伊豆島字横峯2番地先	熱海町長橋字沼ノ沢1番85地先
23304	井戸ヶ作八人組線	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作25番1地先	熱海町上伊豆島字八人組12番地先
23305	井戸ヶ作1号線	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作70番地先	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作46番1地先
23306	井戸ヶ作2号線	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作44番地先	熱海町上伊豆島字井戸ヶ作45番1地先
332174	吉田6号線	安積町笹川字吉田40番222地先	安積町笹川字吉田40番214地先
332175	吉田7号線	安積町笹川字吉田40番237地先	安積町笹川字吉田40番231地先
332176	新池下3号線	大槻町字新池下3番8地先	大槻町字新池下45番5地先
341158	四斗蒔6号線	三穂田町駒屋字四斗蒔113番2地先	三穂田町駒屋字四斗蒔111番1地先

路線 番号	路線 名	起 点	終 点
531017	緑ヶ丘西一丁目16号線	緑ヶ丘西一丁目14番12地先	緑ヶ丘西一丁目14番1地先

(提 案 要 旨)

市道路線を認定する。

市道認定路線図



熱海町長橋

沼ノ沢

井戸ヶ作

横峯

井戸ヶ作

横峯

井戸ヶ作

熱海町上伊豆島

井戸ヶ作

八人組

郡山市立
熱海公民館
上伊豆島分館

一級河川 藤田川

主要地方道 長沼喜久田線

市道認定路線図

郡山市立
安積第三小学校

安積町笹川

郡山市立
安積南地域公民館

一般国道4号

332174

吉田

吉田

332175

吉田

吉田



市道認定路線図



大槻町

332176

新池下

東北自動車道

新池下市営住宅

新池下

福島県立
聴覚支援学校

主要地方道

郡山市立
大槻中学校

郡山矢吹線

市道認定路線図

主要地方道 郡山長沼線

三穂田町駒屋

四斗蒔

341158

四斗蒔

駒屋集会所

主要地方道 郡山矢吹線

一級河川 笹原川

226



市道認定路線図



一級河川 大滝根川



郡山市立
緑ヶ丘第一小学校

主要地方道
小野郡山線

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり市道路線を変更するものとする。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根 健雄

記

変 更 前				変 更 後			
路 線 号	路 線 名	起 点	終 点	路 線 号	路 線 名	起 点	終 点
1-41	日和田堀之内線	日和田町字三河尻119番1地先	喜久田町堀之内字杳田8番1地先	1-41	日和田堀之内線	日和田町字千峯坦6番2地先	喜久田町堀之内字杳田8番1地先
33464	葉山下新池下線	大槻町字葉山下13番4地先	大槻町字新池下27番4地先	33464	葉山下新池下線	大槻町字葉山下13番4地先	大槻町字新池下3番12地先
331286	小山田表広町線	大槻町字小山田表18番地先	大槻町字広町28番地先	331286	小山田表広町線	大槻町字小山田表82番4地先	大槻町字広町26番1地先
332096	広町下小次郎木1号線	大槻町字広町31番6地先	富田町字下小次郎木24番1地先	332096	広町下小次郎木1号線	大槻町字広町20番1地先	富田町字下小次郎木24番1地先

(提 案 要 旨)

市道路線を変更する。

市道変更路線図（変更後）

郡山市立
喜久田小学校

喜久田町堀之内

空田



一級河川

藤田川

一般県道

岩根日和田線

日和田町

東北本線

干峯垣

一般県道
須賀川二本松線

一般国道49号

東北自動車道

磐越西線

一般県道

荒井郡山線

一般国道4号

準用河川
照内川

一般国道288号

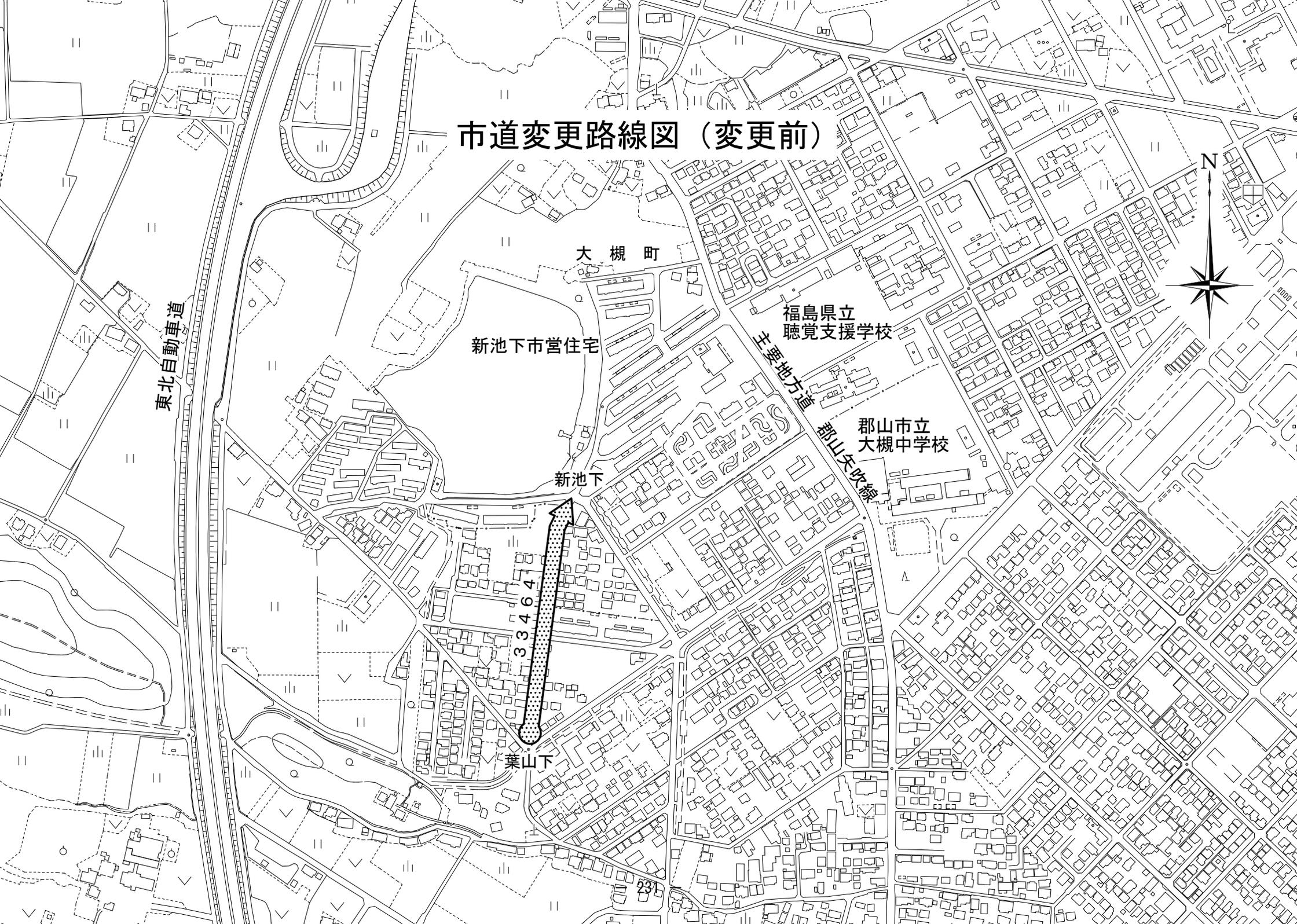
郡山市立
明健中学校

福島県立
郡山北工業高等学校

N



市道変更路線図（変更前）



東北自動車道

大槻町

新池下市営住宅

福島県立
聴覚支援学校

主要地方道

郡山市立
大槻中学校

郡山矢吹線

新池下

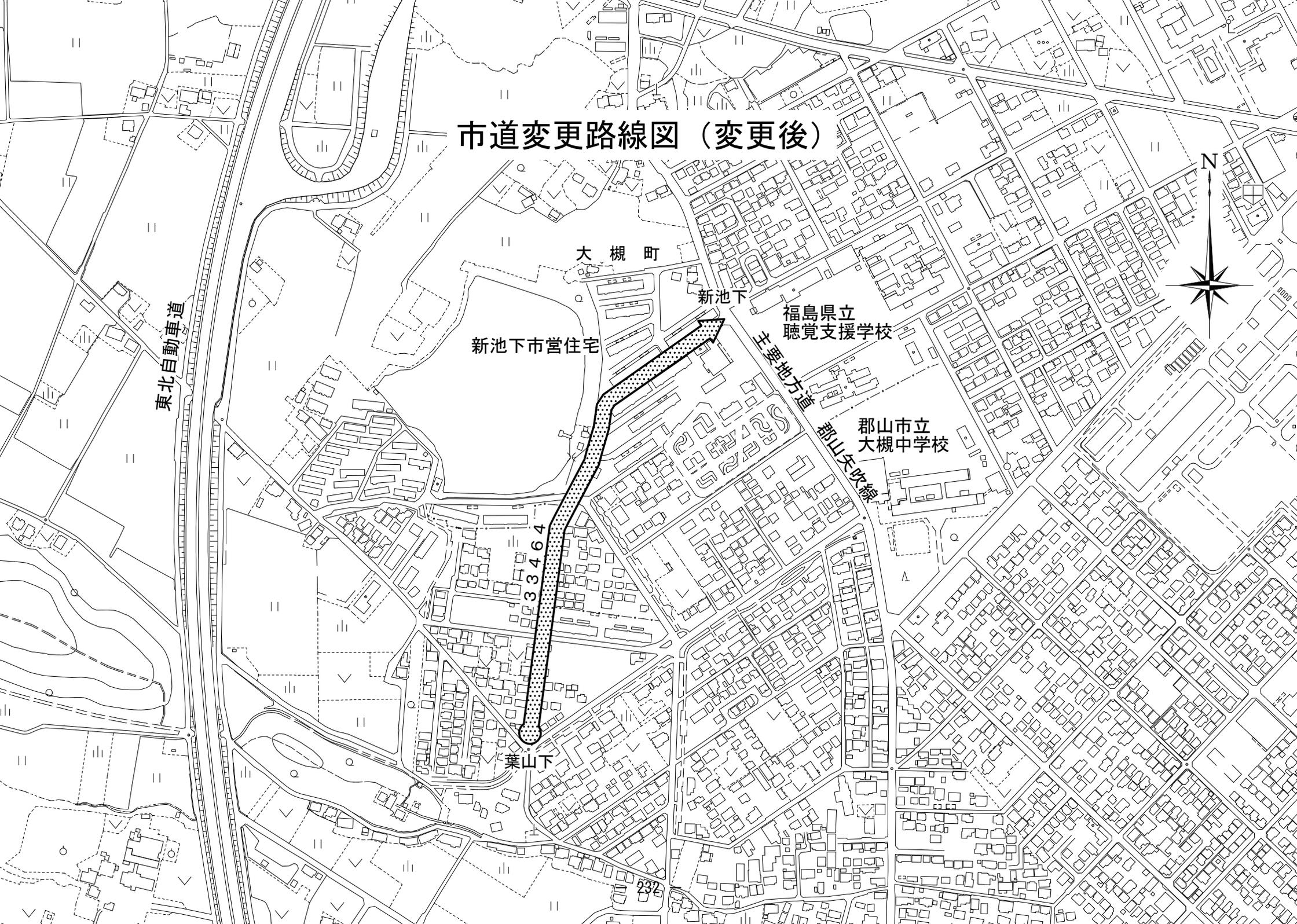
33464

葉山下

23

N

市道変更路線図（変更後）



希望ヶ丘市営住宅

市道変更路線図（変更前）

郡山ビッグハート

一般県道 河内郡山線

大槻町
広町

小山田表

小山田市営住宅

準用河川 亀田川

一般国道4号



331286

233



希望ヶ丘市営住宅

市道変更路線図（変更後）

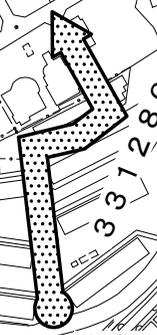
郡山ビッグハート

一般県道 河内郡山線



大槻町
広町

小山田市営住宅



小山田表

一般国道4号

準用河川 亀田川

市道変更路線図（変更前）



富田町
下小次郎木

郡山ビッグハート

N

一般県道 河内郡山線

大槻町

33209

小山田市営住宅

一般国道4号

準用河川 亀田川

郡山市立
桑野小学校

235

市道変更路線図（変更後）



富田町
下小次郎木

郡山ビッグハート

N

一般県道 河内郡山線

小山田市営住宅

大槻町

広町

332096

一般国道4号

準用河川 亀田川

郡山市立
桑野小学校

236

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

記

路線番号	路線名	起 点	終 点
431780	千峯坦三河尻線	日和田町字千峯坦1番4地先	日和田町字三河尻119番1地先

(提 案 要 旨)

市道路線を廃止する。

市道廃止路線図



郡山市立
日和田小学校

日和田駅

一級河川 藤田川

一般県道

日和田停車場線

郡山市立
日和田公民館

一般県道

三春日和田線

日和田町

東北本線

須賀川二本松線

一般県道

三河尻

千峯垣

431780

238



特定事業契約について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 (仮称) 郡山市立中学校給食センター整備・運営事業
- 2 事業場所 郡山市安積町成田字長山地内 外
- 3 契約金額 金12,556,520,565円
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方 所在地 郡山市石湍町1番9号
名称 株式会社郡山スクールランチパートナーズ
代表者 代表取締役 岩 東 光 男
- 6 契約期間 契約締結の日から令和25年7月31日まで

(提 案 要 旨)

(仮称) 郡山市立中学校給食センター整備・運営事業の特定事業契約を締結する。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

郡山市長 椎根健雄

記

- 1 専決第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和7年12月25日

郡山市長 椎根健雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年9月10日午前11時50分頃、郡山市富久山町久保田字愛宕2番3地先の市道上において、本市自動車が誤って、本市所有のガードレールに衝突したことに伴い、当該ガードレールが、XXXXXXXXXX所有のフェンスに衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、XXXXXXXXXXに対し、金92,007円を支払う。
- (2) XXXXXXXXXXは、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金92,007円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年1月8日

郡山市長 椎根健雄

